

創価女子短期大学紀要

第54号 2023年2月

SDGs特集号

巻頭言

創価女子短期大学×SDGs 青野健作(1)

論文

高尾山における観光・レジャーを目的とした森林空間の利用：SDGsとの関連から
..... 石川智仁(5)

短期大学の社会貢献についての考察 国分さやか(27)

SDGsと英語教育－ゼミナールの取り組み 石川由紀子(55)

SDGsと地球システム法 青野健作(67)

〔巻頭言〕

創価女子短期大学×SDGs

SOKA Women's College × SDGs

SDGs推進担当 青野 健作

このたび『創価女子短期大学紀要』第54号を「SDGs特集号」という形で発刊することとなった。ご執筆いただいた諸先生方に心より敬意を表すると共に、関係する委員会の教職員の方々の陰のご尽力に心より御礼と感謝を申し上げたい。

ご存知の通り、2015年9月、ニューヨークの国連本部で行われた国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が採択された。SDGsは、2030年まで地球規模で達成を目指す国際目標であり、「誰も置き去りにしない（No one will be left behind.）」という共通の理念に基づいて、経済・環境・社会の地球規模の課題に対して、17の目標とそれを達成するための169のターゲットを設定している。持続可能な地球の未来のために、人類の連帯と行動が求められている。高等教育機関である大学が果たすべき使命も大きい。

本学は、2021年4月より開学40周年に向けた取り組みとして、『女性（あなた）が輝く未来を拓く』をテーマに掲げ、「輝く女性の育成」と「SDGs」の推進に、全学をあげて取り組むこととなった。本学の創立者池田大作先生

は、1996年にコロンビア大学ティーチャーズカレッジで「『地球市民』教育への一考察」をテーマに講演され、地球的な課題を自覚させる教育を念願し、具体的に「平和・環境・開発・人権」の4項目を挙げられた。そして、本学は、短大教育のスローガンとして「人類の幸福と平和を創造する地球市民の育成」を掲げ、2003年に新たに「地球市民教養科目」を設置し、地球規模の課題を「平和」「環境」「開発」「人権」の4つの視点から学ぶカリキュラムを整えることとなった。

SDGsという言葉だけを見ると2015年以降に何か始めたような印象を持つかもしれない。しかしながら、本学は、開学当初から社会課題への解決に向けた人材育成の取り組みを行ってきており、以前からの取り組みをスプリングボード（跳躍台）として、更なるSDGsの達成に向けて貢献していくことを念願している。そして、「建学の指針」を胸に、社会で活躍できる女性リーダーの育成を目指し、これまで1万2,000人を超える卒業生を社会に輩出してきたことは、混迷の世の中であって、女性が輝く未来を切り拓いてきた証左であると確信するものである。短大の具体的な取り組みとしては、2012年度以降、新入生全員にタブレット端末「iPad」を配布し、ICT教育にも力を入れてきた。また、授業時等のデジタルデータ配信による紙の使用枚数の大幅削減、ボランティア部によるエコ活動、学内のウォーターサーバー設置など、SDGsの各ゴールの達成に向けて尽力してきた。さらに、短大での学びを通して、大学コンソーシアム八王子の学生発表会等の機会を活用し、自治体とも連携し、社会課題解決のために様々な提案を行うことで住みやすい街づくりにも貢献してきた。

2021年度より、短大入学1年次春学期に全短大生が受講する「基礎ゼミナール」において、「これからの社会を考える」をテーマに、SDGsの様々な分野を学習する体制を整えると共に、2022年度より、教養教育の主眼として「教養科目」という新たなカリキュラムをスタートさせた。教養科目では、幅広い見識と深い教養を身につけ、グローバル化が著しい世界で必要とされる女性リーダーとしての素養を培うべく、仕事と生活、女性としての生き方を学ぶライフデザイン、外国語、ICT、キャリア教育及び創立者の思想

や創価教育の歴史を学ぶ科目群を設置するとともに、地球市民としての意識を培い、SDGsについて学ぶ「地球市民科目群」を設置し、「SDGsと経済社会」、「発展途上国の政治と経済」などの講義を新設することとなった。このことを通じて、1年次秋学期以降も、教養科目や2年次のゼミナールでの学びを通して、短大2年間で、SDGsに示されている社会課題を「他人事」ではなく「自分事」と捉える機会を提供する教育環境を整えることができた。これはひとえに短大教職員をはじめとする関係者の皆様のご尽力の賜であると、この場を借りて心より御礼と感謝を申し上げたい。

創立者池田大作先生は、短大開学にあたり、建学の指針「知性と福德ゆたかな女性」「自己の信条をもち人間共和をめざす女性」「社会性と国際性に富む女性」を發表された。本学は、この「建学の指針」を大切にしながら「学生第一」の精神を堅持し、SDGsの推進に邁進していく所存である。2021年11月には、学内の女子トイレに生理用ナプキンの無料ディスプレイが設置された。「生理の貧困をなくし、生理のことをオープンに語れる世界」をビジョンに掲げ、学生が独自に研究調査を行ってきた賜物であるということをも銘記しておきたい。コロナ禍で奨学金を必要とする学生が増えていることも考慮し、学生が安心して学業に専念できる環境を作っていくことを学生が主体的に考え、「いつでもだれでも安心して使える」生理用ナプキンの無料ディスプレイ「OiTr（オイテル）」の設置を大学に提案し、実現に至ったのである。この取り組みは、関東の女子大・女子短大として初めての導入となる。その後、学生主体の活動は、東京富士美術館にも波及し、全国の美術館で初めてOiTrを設置にすることとなった。地元八王子市のタウンニュースにも掲載された彼女たちの活動は、社会人基礎力育成グランプリ（主催：一般社団法人社会人基礎力協議会）において2年連続3度目の日本一に結実することとなったのである。そして、今後入学してくる次の代の学生にもSDGsに関する様々な社会問題について持続的に議論していくために、本年4月、学生主体の「SDGsワークショップ」を立ち上げる運びとなった。「SDGsワークショップ」があり続ければ、SDGsに関する社会課題について短大で幾代にもわたって議論できる、そういうアイデアである。ワークショップ発足後、生理の貧困の問題に加え、環境、平和、ジェンダー、街づ

くり等の各プロジェクトが立ち上がり、短大のSDGsに取り組む新たな伝統を築いていこうとの思いで活動を行っている彼女たちの姿を高く評価したいと思う。

今回の「SDGs 特集号」となった短大紀要は、専任の先生方が教育と研究に尽力してきた賜物である。各先生方が独自の観点（観光、短大教育、英語教育、法学）でSDGsを研究されており、本学としてSDGs達成に貢献していくための貴重な研究成果であると言えよう。“Think globally, act locally.”（地球規模で考え、地域で行動する）とあるように、短大生が身近なところから行動し、環境や人権など地球規模の課題に思いを寄せる「地球市民」へと成長できるよう、大学としてもSDGsの実践を行っていく所存である。そして、開学40周年に向けて、また、2030年のSDGsの達成を目指し、教職学一体となって新たな歴史を築いて参りたい。

高尾山における観光・レジャーを 目的とした森林空間の利用 SDGsとの関連から

On the Use of Forest Space of Mt. Takao for the Purposes of
Tourism and Leisure: In Relation to SDGs

石川 智仁

1 SDGs と森林

本稿は SDGs との関連から、東京都八王子市の高尾山における観光・レジャーを目的とした森林空間の利用の主要な例について紹介する。まず、SDGs と森林の役割について簡単に触れ、続いて森林の多面的機能について触れる。その後、森林が SDGs に貢献する方法の 1 つとして、観光・レジャーを目的とした森林空間の利用例と SDGs の諸目標との関連について触れる。その後、高尾山についての紹介を行った後に、高尾山における観光・レジャーを目的とした森林空間の利用の具体例について触れ、考察を行う。

1.1 SDGs について

本節では SDGs とは何かということについて簡単に触れる。まず、SDGs とは頭字語の一種であり、Sustainable Development Goals の略語である。これは AIDS (エイズ) や NATO (北大西洋条約機構) をそれぞれ「エイズ」、「ナトー」と読むアクロニムとは異なり、イニシャルイズムであるために「エ

スディージーズ」と発音される。

外務省のウェブページである「SDGsとは？」にあるように、SDGsは2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記述された持続可能な開発目標を指す。同ウェブページにもあるように、これらの目標は2030年を達成年限とするもので、その目指すところは、貧困、飢餓、暴力の撲滅、地球環境の保護を維持しつつ、経済発展と人権の保護、教育の発展などを目指すことで、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能な社会の実現である。外務省(2022)によれば、SDGsは世界共通の17の目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットから構成されている。17の目標とは、貧困、飢餓、保健、教育、ジェンダー、水・衛生、エネルギー、成長・雇用、産業、不平等、都市、生産・消費、気候変動、海洋資源、平和、実施手段である(外務省2022)。

林野庁(2020a)でも触れられているように、これらの目標と取り組みの関係が相乗効果を生み出すこともあれば、トレードオフの関係になることもある。相乗効果の例としては、例えば、森林空間を利用したスポーツ施設の創設によって、地域の雇用が創出され、利用者の健康に寄与する例などのように、1つの取り組みによって、複数の目標を達成できるような場合もあるだろう。またトレードオフの例としては、森林を伐採してスキー場のようなレクリエーション空間を生み出す場合、この取り組みは人々の健康に寄与することが期待される半面、森林伐採、人工雪、融雪防止剤、地形改変、圧接車などが生態系に及ぼす悪影響の問題も考慮しなければならない(呉羽2015)。

1.2 SDGsにおける森林の位置づけ

本稿のテーマの1つは森林であるが、SDGsにおける森林の位置づけはどのようなになっているのであろうか。この点に関して、FAO(国際連合食糧農業機関; Food and Agriculture Organization of the United Nations)の報告書であるFAO(2020)の序文において、国連副事務総長であるMaria Helena Semedo氏は次の点に言及している。すなわち、森林は前出の2030アジェンダ、すなわちSDGsの根幹に位置づけられていること、10億人の人々の

ための食料、薬、燃料の供給源であること、陸地生物多様性の4分の3の拠り所として機能するとともに、水と土壌を守り、数千万人の人々の社会経済的な基盤を提供するものであること、そして気候変動に対処するための重要な存在であることである（Semedo 2020）。

1.3 森林の多面的機能について

このようにSDGsの根幹に位置づけられる森林であるが、この森林のSDGsへの貢献をより具体的に理解するために重要となるのが、森林の果たす諸機能についての理解である。日本学術会議（2001）が、日本政府の諮問に答えて2001年に出した「地球環境・人間生活に係わる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」では、森林のもつ8つの機能が挙げられている。すなわち、(1) 生物多様性保全機能、(2) 地球環境保全機能、(3) 土砂災害防止機能／土壌保全機能、(4) 水源涵養機能、(5) 快適環境形成機能、(6) 保健・レクリエーション機能、(7) 文化機能、(8) 物質生産機能、である。これらの森林の機能が十分に発揮されるためには、持続可能な森林経営がなされることにより、森林が持続的に整備・保全される必要があることは言うまでもない。

1.4 森林空間の利用例：観光・レジャー

このようにSDGsに貢献しうる諸機能を持ち合わせる森林であるが、林野庁（2020a）において、林業や木材産業以外における森林との多様な関わり方として、次の3点が述べられている。すなわち、1つ目は森林の整備、2つ目は森林資源の利用、そして3つ目が森林空間の利用である。以下では、上述の森林の多面的機能である(5) 快適環境形成機能、(6) 保健・レクリエーション機能、(7) 文化機能と関連のある森林空間の利用に関して、林野庁（2020a）をもとに触れていく。

1.5 森林空間の利用とSDGsの諸目標との関連

快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの機能を持つ森林空間の利用であるが、林野庁（2020a）においては主に以下の6つのSDGsの目標と直結していることが述べられている。

森林活用による健康増進：目標 3（すべての人に健康と福祉を）

森林環境教育：目標 4（質の高い教育をみんなに）

雇用創出や職場づくり：目標 8（働きがいも経済成長も）

森林サービス産業：目標 9（産業と技術革新の基礎を作ろう）、

地方創世：目標 11（住み続けられるまちづくりを）

持続的な産業：目標 12（つくる責任つかう責任）

これらはいくまで主要な関連目標であり、網羅的でないことは断っておきたい。これらの SDGs の目標は単に概念的な理解にとどまらず、森林空間の利用の評価を行う際には規準（criterion）として機能することで、PDCA サイクルを回す際に不可欠なアセスメント要素となってくる。

1.6 観光・レジャーを目的とした森林空間の代表的な利用例

以上のように森林空間の活用は森林の多面的機能に支えられるとともに、上述の6つのSDGsの諸目標と関わっている。本節では、本稿のテーマである観光・レジャーに話題を限定し、森林空間一般の代表的な利用例について触れる。この点についてまず頭に思い浮かぶのが、登山やハイキングなどの活動であろう。通常の登山のみならず、我が国においては、日本のヨセミテと呼ばれる小川山周辺でのロッククライミングや、八ヶ岳でのスノーシューを履いて雪面を歩くスノーシューハイキングやアイスクライミングなど、森林空間を利用した多彩な活動を楽しむことができる。さらに近年ではコロナ禍の影響のもと、キャンプ（ソロキャンプ、グランピングなど）も一大ブームとなっている。ほかにも、我が国の森林空間においては、マウンテンバイクも楽しむことができる。最近ではマウンテンバイクのパークである「ミリオンペタルバイクパーク」が2022年4月に静岡県遠州森町三倉にオープンしたことが脇谷（2022）で紹介されている。ほかにもアウトドアパークとして中部から九州地方で展開する「ボウケンノモリ」がある。同社のウェブページによれば、中山間の森林を活用することで地域での雇用の創出などに貢献しているという。また、全国展開中の「フォレストアドベンチャー」などは特に有名である。さらには、サバイバルゲーム、スキー・スノーボード、

トレイルランニング、コケや植物観察などのグリーンツーリズム、ヨガ、森林浴、地図を片手に目標物を探すオリエンテーリング、写真の場所を巡りながら得点を競うフォトロゲイニング、山岳写真撮影、林業体験、植林などのボランティア活動など、実に多様な森林空間を利用した活動が展開されている。それでは高尾山においては主にどのような観光・レジャーを目的とした森林空間の利用例があるのだろうか。この点に触れる前に、次章でまず高尾山の紹介を行う。

2 高尾山の紹介

本章では、高尾山における観光・レジャーを目的とした森林空間の例を扱うために、その導入として、高尾山の概要について述べる。

2.1 高尾山の名前の由来

まず高尾山という名前の由来について述べる。国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築するデータベースに「『高尾山』はなぜ『高尾山』という名前なのか。その由来を知りたい。」という質問があり、八王子市中央図書館から提供された情報が2つ掲載されていたので（レファレンス協同データベース 2016）、著者が実際に原典に当たり、内容の確認を行った。まず池田・村石（1997）に次のような記載がある。すなわち、「タカオ・タカオカとは、尾根が高いところで左右に長く延びていることを示す山名、またそういう山の峠名」（pp.467-8）と。さらに吉田（1981）には「尾とは尾根、すなわち山稜のことで、高尾とは高尾根という意味」（p.216）とあった。これらの説明に共通するのは高い尾根ということである。筆者も高尾山には何度も訪れているが、特に高尾 599 ミュージアムから国道 20 号を挟んだ向かい側（カフェである TAKAO COFFEE の店舗のある辺り）から高尾山を見上げると、稜線上に位置するケーブルカーの山頂駅を文字通り見上げる形となる。あるいは裏高尾の高尾山トンネルに通じる高架下あたりからでも、ケーブルカーの山頂駅のすぐ隣の展望台を見上げる形になる。高尾山マガジン（2021a）によれば、ケーブルカーの清滝駅（海拔 201m）から稜線上の高尾山駅（海拔 472m）までの比高は 271m もある。ウェブサイトである「日本の超高層ビル」のウェブページである「超高層ビル／TOP100／1 位～ 50

位」の情報と比較すると、これは虎ノ門ヒルズ森タワー（高さ 255.5m）やミッドタウンタワー（高さ 248.1m）を凌ぐものであることがわかる。佐藤（2021）は平地から見上げる高い地点が聖なる場所として認識されることは世界各地にもみられることを指摘しているが、この点は高尾山の聖性を考える上では重要な点の1つかもしれない。

2.2 高尾山の山容

このように高い尾根という意味をもつ高尾山だが、では高尾山はどのような形をした山なのだろうか。この点に関して八王子在住の学生たち（地方出身者だが）に質問してみると、高尾山に登ったこともある者もいたが、その外観となると、ほとんどの学生がわからないと答えた。確かに高尾山に登ったことがある者でも、登山口からは山頂も見えないし、前述のように尾根を見上げるかたちになり、遠くから見ても多くの山があるため、一体どれが高尾山かわからないのかもしれない。

八王子市内から見ると、高尾山の山容は全体としては笠のような形をした美しいものとして目に映る。見た目は角度によって変わるものではあるが、図1は筆者が撮影した高尾山の写真である。佐藤（2021）によれば、古来、日本の神は秀麗な山を好み、その山は人の立ち入らない穢れのない場所であり、日常生活とは対極にあるこの世で最も清浄な地として認識されていたという。後述するように聖武天皇の命を受けて行基が高尾山を開山したと伝わるのは西暦744年だが（これを額面通り受け取るかどうかは議論の余地があると思われる。吉野2016なども参照）、なぜこの高尾山が薬王院開基の山として選ばれたのかは、筆者の不勉強ゆえにわかっていないが、1つの可能性として言えるのは、その開山以前から高尾山は聖性を感じさせる秀麗さと何らかの形で結びついていたのではないかということである。

では聖性を感じさせる秀麗な山とはどのような山なのだろうか。このような基準は非常に主観的なものなのかもしれない。同時に古来、秀麗な山の特徴として考えられる手がかりは皆無ではない。筆者の思い当たるものとしてはまず、池邊（1989）のいうところのカムナビ型の山の特徴がある。カムナビ型の山とは、筆者は野本（2006）による池邊（1989）の引用を読んで初めて知った信仰の山の分類の1つであるため、原典である池邊（1989）を確認

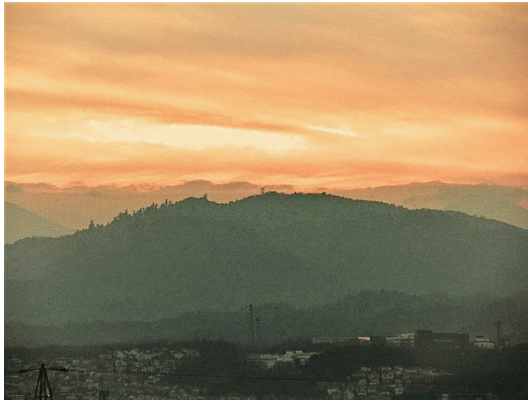


図1 八王子市内から見た高尾山（筆者撮影）

した。それによれば、カムナビ型の山の特徴は笠を伏せたような形で（角度はやや急峻でもよい）、人里の平野近くにあり、他の山から抜きんでて聳えており、樹木に覆われ、高山ではなく低山であり、多くの場合に磐境があるという。景山（2001）によれば、磐境（イワサカ）とは磐座（イワクラ）とも書かれるが、必ずしも岩ではなく、美しい滝や大きな杉の木の場所もあるという。池邊（1989）の分類は一定条件の下で神社と関係のある山を分類したものであるという点で高尾山とは直接的な関係はない一方で、高尾山の特徴は上述のカムナビ山の特徴の記述に適合しているようにも思われる。低山であり、人里の平野近くにあり、同定しやすく、清滝、琵琶滝、蛇滝などの滝も存在する。また、野本（2006）にはカムナビ型の山として奈良県の三輪山や三笠山などの写真が掲載されているが、それらの山の形状は高尾山のそれに似ているように著者には思われる。言うまでもなく、これは高尾山が神体山（景山 2001、遠 2007）であるという主張ではないが、その山容や特徴を考慮すると、高尾山も日本人が聖なるものを感じる秀麗さに通じる景観的要素を持ち合わせているように筆者には思われてならない。さらに、聖性を感じさせる可能性のあるものとしての山の特徴をもう1つ付け加えておくと、菊地（2020）によれば、古い時代の人々は山の頂には関心が薄く、山の境界である裾野を重視し、そのどっしりと安定した美しさを聖性の根源としたと

いう。これは上述したタカオ、タカオネとも深い関係があるかもしれない。ともかく、高尾山の山容について語るとき、その物理的形狀だけでは言い尽くせないものがあるのではないかと筆者は思うのである。

2.3 高尾山の位置

次に高尾山の位置であるが、高尾山は東京都心から約 50 キロメートルのところであり、関東山地の東南部に位置する標高 599 メートルの低山である。高尾山への最寄り駅は京王高尾山口駅で、駅の改札が高尾山の登山口といっても過言ではない距離感である。この高尾山を形成する砂岩、頁岩、粘板岩から成る小仏層群ができたのは約 1 億年前である（小森 2012）。小仏層群は地質学的には四万十帯に属する付加体であり、この四万十層群が約 100 万年前に、丹沢・伊豆地塊の衝突の圧力の影響と太平洋プレートによる圧縮との影響によって隆起したことで高尾山が現在の場所に形成されたと考えられている（吉永 2021：小森 2012 も参照）。

2.4 高尾山の動植物

高尾山は低山ながら、さまざまな動植物が観察されており、生物多様性の宝庫としても知られている。高尾山には約 1600 種の植物（菱山 2012, 2017 を参照）、約 5000 種の昆虫（宮入 2019 を参照）、約 30 種の哺乳類（新井 2012 を参照）、約 130 種の野鳥（粕谷 2012 を参照）が生息するという（村上 2021a）。高尾山の森林は温帯林に属するが、その温帯林はシイ類、カシ類などの照葉樹林を中心とした暖温帯林とブナ類やナラ類などの落葉樹が優占する冷温帯林とに分類される（大場 2007、中村 2015、沼田・岩瀬 2002）。ウェブサイトである「高尾山マガジン」の「高尾山基本データ」によれば、高尾山の森林は冷温帯と暖温帯の境界に位置しているため、両帯の植生に恵まれ、その植物の種類はイギリス全土のそれに匹敵するほどである（NHK「ブラタモリ」制作班 2017、菱山 2017 も参照）。また高尾山は田中（1997）によって花の百名山にも選定されている。これらのことは、高尾山周辺の森林が後北条氏（谷口 2021、吉野 2016 を参照）などの大名により長年守られてきたこととも関係があるだろう。生態系とはそこに住む生物と非生物的環境とのあいだでのエネルギーのやり取りがあり、生物間の相互作用によって



図2 高尾山山頂からみた冬の富士山（筆者撮影）

ささえられているシステム（藤森 2017）のことだが、高尾山が豊かな森林生態系を現在まで維持していることは事実である。

2.5 高尾山へのアクセスと人気の理由

高尾山までのアクセスはさまざま可能である。近年では圏央道も開通し、遠方から自動車などで高尾山にやってくる人も少なくない。しかし、高尾山へのアクセスといえば、京王線の存在を抜きに語れない。高尾山マガジン（2022a）にあるように、最近では京王線の Mt.TAKAO 号を使えば、京王新宿駅から京王高尾山口駅までの区間を、指定席で移動することも可能である。また京王高尾山口駅の改札のきっぷ売り場の隣には、京王高尾山温泉があり、館内には列車の出発時間を知らせる電光掲示板が設置されているほどだ。登山者は下山後に温泉に入り、帰りは指定席を利用できるわけである。なお、高尾山と京王線の歴史の詳細については今尾（2021）が詳しいので興味のある人は参照されたい。

アクセスの良さに加え、高尾山は非常に登りやすい山でもある。高尾山マガジン（2022b）にあるように、高尾山内には登山コースとともに、ケーブルカーやリフトも通っている。自然研究路1号路は舗装された登山コースでもあるため、多くの人に開かれた山となっている。いうまでもなく、高尾山

内にはいわゆる山道の登山道もあるため、山登りに慣れてくると少しワイルドな道を歩くこともできる。そして山頂などからは図2のような素晴らしい展望を楽しむことができる(村上 2021b、吉永 2021)。このように高尾山へのアクセスの良さとその登りやすさ、展望には定評があり、高尾山の観光客数は実に毎年約 260 万人にも及ぶ(滝 2021)。

このようにアクセスの良さなどから高尾山には非常に多くの人が訪れ(図3)、山内にはさまざまな施設が存在する。例えば、前述の京王高尾山温泉や、麓から山頂まで点在する蕎麦屋、お団子屋などの飲食店やお土産屋の存在なども、他の山ではあまり見られない高尾山の特徴である。さらには高尾 599 ミュージアム、高尾山さる園・野草園、高尾ビジターセンターなども存在する。そして山内には聖武天皇の命により、774 年に行基によって開基された高尾山薬王院が存在する(外山 2021、高尾山マガジン 2021b、吉野 2016 など)。高尾山薬王院は、現在は真言宗智山派の関東三大本山の1つであるが、高尾山は同時に修験道の霊山としても有名である(とよだ 2016)。高尾山薬王院のご本尊は不動明王の化身である飯縄大権現であるが(鎌田 2015)、境内には鳥居があるなど、神仏習合(義江 1996 を参照)の痕跡が残っているため、さまざまな人が高尾山に足を運ぶことでも知られている。加えて、高尾山にはさまざまな年中行事やイベントもあり、有名人が参加することでも有名な2月の節分会をはじめ、新年の迎光祭、花見や紅葉狩りの各種イベント、冬至のダイヤモンド富士など、何も行われない時期はないといっても過言ではない(年間行事などは高尾山マガジン 2021c を参照)。

さらに高尾山はさまざまな選定を受けている。例えば、「関東の富士見百景」にも選定されると同時に、高尾山一帯は「明治の森高尾国定公園」及び「東京都立高尾陣場自然公園」でもある。平成 19 年には高尾山は富士山と並んでミシュラングリーンガイドで三つ星に指定され、令和 2 年には「靈気満山 高尾山～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」として日本遺産にも認定されている。

2.6 高尾山とメディア

また、高尾山はさまざまなメディアでも扱われている。例えば、人気テレビ番組(例えば、NHK「プラタモリ」制作班 2017 など)などでも高尾山は



図3 登山者であふれる高尾山山頂（筆者撮影）

紹介されている。また高尾山を扱う小説（豊田 2014 など）や絵本（ゆきの・陣崎 2017 など）も出版されている。さらに、高尾山は漫画でも取り上げられている。例えば、氷堂リョージによる『高尾の天狗と脱・ハイヒール』（氷堂 2015-2018）、その続編である『高尾の天狗とミドリの平日』（氷堂 2020-2021）、しろによる『ヤマノススメ』（しろ 2012）、信濃川日出雄の『山と食欲と私』（信濃川 2016）でも高尾山は取り上げられている。興味深いのは、登山などにあまり興味を持たなかった人たちが、これらの漫画などを読んだ結果、いわゆる「聖地巡礼」として高尾山を訪れるケースもあることである。

2.7 高尾山のその先へ

最後に、高尾山に来る人たちは、必ずしも高尾山に来ることだけが目的でないことにも触れておきたい。高尾山は目的地であると同時に新たな世界への出発点でもあるのだ。どういうことかという、例えば山と溪谷編集部（2017）において扱われているように、高尾山の周辺には奥高尾エリア、東高尾・南高尾エリア、北高尾エリア、陣馬山・生藤山エリア、高尾山周辺ロングトレイルといった広大なエリアが広がっている。特に奥高尾エリア、陣馬山・生藤山エリアは小仏城山、小仏峠、景信山、陣馬山など人気のある山域である。筆者も高尾山を深夜に出発して、いわゆるナイトハイクで高尾山、小仏城山、景信山、陣馬山、醍醐丸、生藤山、浅間峠、三頭山を經由して翌

朝に奥多摩湖まで歩いた経験がある。このコースは距離にして45kmほどである。このコースもロングトレイルというには十分なものであるが、山と溪谷編集部(2017)のいうところの「高尾山周辺ロングトレイル」とはそれよりもさらに長いトレイル、例えば、奥秩父の日本百名山である山梨県の瑞牆山までのトレイルなどを指している。さらに高尾山は東海自然道の起点であり、東海自然歩道連絡協会公式サイト「東海自然道」のウェブページによれば、その全長は1697.2kmもあり、その終点は何と大阪府の箕面市である。高尾から箕面までは約50日かかるという(遠藤2012)。さすがにここまで歩いた人に筆者は出会ったことはないが、このような超ロングトレイルはともかくとして、少なくとも奥多摩エリアくらいまでのトレイルを移動する登山者やトレイルランナーは少なくないことも付け加えておきたい。そのため、登山者のコミュニティサイトである「ヤマレコ」によると、高尾山、小仏城山、景信山、陣馬山は全国でも登山者数が多い山のランキング上位の常連である。このように高尾山はそれ自体が目的の山であると同時に、さまざまなトレイルの起点・終点としても機能しているのである。

3 高尾山の観光・レジャーを目的とした森林空間の代表的な利用例

前章では高尾山の概要に触れたが、本章では、高尾山において行われている観光・レジャーを目的とした森林空間の代表的な利用例についていくつかのカテゴリーに分けて触れていく。なお、これらの分類は多分に恣意的であることは事前に断っておきたい。

3.1 登山・トレイルランニング

高尾山は、その山頂から富士山を遥拝できる信仰の聖地としても有名だが(外山2021)、近年の登山ブームとアクセスの良さから、登山者数が260万人にもなる、ミシュランガイド三つ星の山でもある(滝2021)。この高尾山には12の主要な登山道があり、守屋・守屋(2021)では112の登山コースが紹介されている。これらの登山コースは登山者だけでなく、近年、人気の高まりつつあるトレイルランニングのランナーたちにも利用されている。さらに、高尾山山頂から数分のところにあり飲食店を兼ねた宿泊施設である「Mt. TAKAO BASE CAMP」では、シャワー、ロッカー、登山用具やトレイ

ルランニング用のシューズのレンタルなども利用できるだけでなく、トレイルランニングやハイキングなどのイベントも開催されている。また新しく完成した宿泊施設である「タカオネ」（壽榮松 2021 を参照）でも様々なユニークなアクティビティが楽しめるようになってきている。ほかにも、京王電鉄が主催する「高尾陣馬スタンプハイク」も毎年、定期的に開催されている。このスタンプハイクは、高尾山から陣馬山までの山域に設置されているスタンプ設置場所まで行き、一定数のスタンプを集めて応募すると、京王高尾山温泉やケーブルカーの往復券などの豪華プレゼントが当たるというイベントである。2022 年には上述した漫画であるヤマノススメと高尾陣馬スタンプハイクがコラボレーション企画を実施している。

3.2 オリエンテーリング、ロゲイニング

高尾山と関係のあるスポーツの代表に、オリエンテーリングとロゲイニングがある。両者は厳密には異なるものであるが、むしろ類似点の方が多いスポーツである。まずオリエンテーリングとは、大まかに言うと、チェックポイントを決められた順番で巡り、その時間を競う競技であるのに対し、ロゲイニングとはチェックポイントを巡る順番は自由だが、各チェックポイントに点数が割り振られていて、時間内にチェックポイントを巡ってゴールに戻り、その合計点数の高さを競うスポーツである。詳しくは一般社団法人日本ロゲイニング協会や公益社団法人日本オリエンテーリング協会のウェブサイトなどを参照してほしい。まずオリエンテーリングであるが、1966 年 6 月 26 日に日本初のオリエンテーリングが高尾（裏高尾）で開催されたことから、6 月 26 日はオリエンテーリングの日となり、村越（2021）は高尾を「オリエンテーリングの聖地」と呼んでいる。また高尾山には東京都オリエンテーリング協会の管理する 3 つの常設コースがある（田島 2021）。次にロゲイニングだが、高岸（2021）にも紹介されているが、こちらも地図を片手に、高尾山頂の三角点などの測量スポットや薬王院山門などの史跡スポットを巡るエリアがある。筆者も八王子市の滝山城址で開催されたフォトロゲイニングに参加経験があるが、オリエンテーリングやロゲイニングに参加することで、体力の増強だけでなく、地図読みなどのスキルを実践的に学び、使用することが可能となる。

3.3 大垂水峠のヒルクライム

大垂水峠とは八王子市と神奈川県相模原市の境界をなす峠で、現在は国道20号線（甲州街道）が通っている。この大垂水峠は、自転車乗りのあいだでは、ロードバイクなどで坂道を登っていくヒルクライムが行える名所として知られている。このヒルクライムは、京王高尾山口駅前から大垂水峠まで行く場合、距離にして5kmほどのものである。ヒルクライムとしては、それほど斜度はないために、入門コースとして非常に多くの人に利用されていて、最近では自転車用ラックを設置した飲食店も周囲に増えている。筆者も数十回は大垂水峠のヒルクライムを経験しているが、森林に囲まれた道をロードバイクで進む爽快さと峠に着いた時の達成感、そして終了後の下りと休憩は非常に気持ちのいいものである。なお、高尾山内は国定公園のため、自転車の乗り入れは禁止されている。一方、高尾山の隣の小仏城山ではマウンテンバイク（MTB）で山頂まで行く人たちをしばしば目撃する。

3.4 キャンプ

高尾山は国定公園のため、野営、すなわちキャンプは禁止されているが、1カ所だけ、林野庁関東森林管理局の管理するキャンプ場が存在する。それが日影沢キャンプ場である。場所は裏高尾のバス停である日影バス停から徒歩で10分程度のところにある、高尾山のいろはの森コースの登山口そばに位置している。アクセスの良さと高尾山のキャンプ場ということで非常に人気のキャンプ場である。関東森林管理局のウェブサイトのなかのウェブページである「高尾森林ふれあい推進センター『日影沢キャンプ場』」によれば、こちらは事前の申込みによる完全予約制となっていて、応募が多い場合は抽選となるという。小規模なキャンプ場であり、かつ人気の高尾山のキャンプ場であるので、予約を取るのが簡単ではない印象だが、筆者もいつか利用してみたいと思っている。

3.5 観光・レジャー施設、観光・レジャープログラム

高尾山にはその森林空間を利用した観光・レジャーのためのさまざまな施設がいくつも存在する。代表的なものとしては、上述のものも含むが、高尾山薬王院、高尾山さる園・野草園、京王高尾山温泉／極楽湯、高尾森林

ふれあい推進センター、高尾ビジターセンター、高尾 599 ミュージアム、高尾山口観光案内所、茶屋や飲食店などである。また最近では筆者の知る限り、既出の2つの宿泊施設が誕生している。高尾山口駅前のタカオネ（壽榮松 2021 を参照）と Mt. TAKAO BASE CAMP である。これらの宿泊施設のおかげで、これまでの高尾山イコール日帰りの山というイメージを覆し、早朝や日没後も高尾山の自然を身近に感じる機会が得られたように思う。以上の施設のなかには、さまざまな自然体験プログラム（ナイトハイクや森林浴など）を提供したり、紹介したりしているものもあり、SNS などを通じた情報発信も積極的に行われている。他にも、高尾山周辺に施設などは持ち合わせていないが、さまざまな観光・レジャープログラムを提供・発信している団体もある。代表的なものとしては森林インストラクター東京会によって実施されるイベントや、高尾山関連の情報発信を行っている公益社団法人八王子観光コンベンション協会や高尾山マガジンなどがある。

4 考察とまとめ

本稿では高尾山の森林空間を利用した観光・レジャーを目的とした代表的な活動例を紹介した。上述したように、これらに代表される観光・レジャーを目的とした森林空間の利用、すなわち、森林空間の利用による健康増進、森林環境教育、雇用創出や職場づくり、森林サービス産業、地方創世、持続的な産業は、SDGs の目標と関係している。すでに指摘したように、これらの目標はさまざまな取り組みを評価するための規準として活用できるため、それぞれの森林空間の利用の取り組みの PDCA においては不可欠なものとなる。

本稿で扱った高尾山における観光・レジャーを目的とした森林空間の利用は、この分野における非常に成功した例の1つといえる。古くからの信仰の拠点を基盤として、世界を代表する登山者数の多さを誇る高尾山は、他の地域に比べて資源に非常に恵まれた環境にある。このような地域における取り組みは、上記の SDGs の目標をすべてカバーするだけでなく、陸の豊かさを守るなどの他の SDGs の目標とも関連していると考えられる。

このようにその影響力が大きくなるにつれて、SDGs のある目標の追及が別の目標に負の影響を及ぼす可能性を考慮する必要があるだろう。例えば、

観光業を盛んにすることは人の移動の増大を意味するが、それは同時に高尾山の登山道の荒廃やごみの問題なども生み出す一因となる。また、時期によっては登山者が非常に増えるために、登山中の事故などが起こる心配もでてくる。このような問題については、高尾山ではごみは持ち帰る、混雑時は登山道の一方通行化を実施するなどの対策を行っているが、このように目標間のトレードオフを常に考慮していく必要があるだろう。

同時に、どのような条件によってどのような結果が生みだされるのかについての知見を得ることは容易ではないのも事実である。例えば、田中（2014, 2021）は我々が森林に対して抱きがちなイメージが、いかに偏見や思い込みで満ちたものであるかを実感できる内容となっている。我々としては何よりもまず、情報リテラシーを高めていく必要があるだろう。

ここで視点を個人に向けてみる。林野庁（2020b）においても指摘されるように、これらの森林利用は個々人のライフ、ワーク、そして人生の発達段階とも関連がある。この関連においては、本稿で取り上げた高尾山における観光・レジャーを目的とした森林利用は観光・レジャーという性格から、ライフとの関連が相対的に強いことが期待されるが、企業のレクリエーションの一環として高尾山の森林空間を利用するような場合はワークとの関連ということになる。

これらの取り組みを考える際に注意しなければならないことがいくつかある。まず、森林空間の利用について考える際には、その利用者層にも注目する必要がある点である。例えば、林野庁（2020b）も触れているように、いわゆる山ガールなどのことばに代表されるように、かつては男性が中心的に行っていた山登りは近年では女性にも普及していることはよい例であろう。このように取り組みについて考える場合は、その取り組みそのものや、その取り組みを行う側だけでなく、それを利用する側という両方のプレイヤーの属性にも注目しなければならない。さらに有益と思われる観点は、観光・レジャーという性格から、高尾山における観光・レジャーを目的とした森林空間の利用の大部分は、非日常的なものとしてとらえることが可能なことである。これらのことから、観光・レジャーを目的とした高尾山の森林空間の利用は非日常的な性格を持ちつつ、その利用者層を広げつつあるものとしてとらえることが可能となる。

このことは、高尾山の森林空間の利用はそれ自体のもつ非日常的価値にとどまらず、日常的な森林空間の利用の価値創造を刺激するような存在であるといえることも意味する。このような角度から高尾山における観光・レジャーを目的とした森林空間の利用の取り組みを捉えるならば、それはより日常的な森林空間の利用を通したSDGsの諸目標の達成を刺激する役割を持つ取り組みという捉え方も可能となる。例えば、高尾山の森林空間の利用を体験した後に、これまで森林には無関心だった者が関心を持ち始めたり、あるいは森林の諸機能の素晴らしさについて学んだり（教育）、それを各人の生活において活かしたり（健康増進）、職場で活用したり（職場づくり）、知人、友人たちと自然の素晴らしさなどを話題とした話し合いをするようなことである（教育）。このように、日常生活における森林空間の利用への波及効果を生み出していくための条件とは何かを追求していくことも、今後の大切な課題となっていけよう。森林という宝を賢明に活かすための文化を培っていく必要がある。

参考文献

- FAO. 2020. Global Forest Resources Assessment 2020: Main report. Rome.
<https://doi.org/10.4060/ca9825en>
- Maria Helena Semedo (2020). Forward. FAO. 2020. Global Forest Resources Assessment 2020: Main report. Rome. <https://doi.org/10.4060/ca9825en>
- Mt. TAKAO BASE CAMP 公式ウェブサイト <https://takaobc.com/>（2022年8月13日閲覧）
- NHK「ブラタモリ」制作班（2017）『ブラタモリ 8 横浜 横須賀 会津 会津磐梯山 高尾山』KADOKAWA
- 新井二郎（2012）「高尾山は動物の宝庫」『とっておきの高尾山』pp.28-33.
- 池田末則（監修）・村石利夫（編著）（1997）『日本山岳ルーツ大辞典』竹書房
- 池邊彌（1989）『古代神社史論攷』吉川弘文館
- 一般社団法人日本ロゲイニング協会公式ウェブサイト <https://www.rogaining.jp/>（2022年11月16日閲覧）
- 今尾恵介（2021）「高尾山と京王線」『地図中心』587, pp.10-12.
- 遠藤進（2012）『高尾山おもしろ百科』高尾山の花名さがし隊
- 大場秀章（2007）『森を読む』岩波書店

- 外務省公式ウェブサイト “SDGs とは？” 外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html> (2022年8月26日閲覧)
- 外務省 (2022) 「持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けて日本が果たす役割」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/sdgs_gaiyou_202206.pdf (2022年8月11日閲覧)
- 景山春樹 (2001) 『神体山』 学生社
- 粕谷和夫 (2012) 「鳴き声で探す野鳥図鑑」 『とっておきの高尾山』 pp.34-41.
- 鎌田東二 (2015) 『山の神々と修験道』 青春出版社
- 関東森林管理局公式ウェブサイト “高尾森林ふれあい推進センター「日影沢キャンプ場」” <https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/takao/campzyo/campzyo.html> (2022年8月31日閲覧)
- 菊地大樹 (2020) 『日本人と山の宗教』 講談社
- 呉羽正昭 (2015) 「森林地域のスキー場開発」 『森林学への招待』 pp.109-121.
- 京王高尾山温泉 / 極楽湯公式ウェブサイト <https://www.takaosan-onsen.jp/> (2022年8月13日閲覧)
- 公益社団法人日本オリエンテーリング協会公式ウェブサイト <https://www.orientering.or.jp/> (2022年11月16日閲覧)
- 公益社団法人八王子観光コンベンション協会公式ウェブサイト <https://www.hkc.or.jp/> (2022年8月13日閲覧)
- 小森長生 (2012) 「1億年のタイムトラベル」 『とっておきの高尾山』 pp.2-7.
- 佐藤弘夫 (2021) 『日本人と神』 講談社
- 信濃川日出雄 (2016) 『山と食欲と私 3巻』 新潮社
- しろ (2012) 『ヤマノススメ 8』 アース・スター エンターテイメント
- 森林インストラクター東京会公式ウェブサイト <https://www.forest-instructor-tokyo.org/> (2022年8月13日閲覧)
- 壽築松孝介 (2021) 「高尾の新しい楽しみ方を提案する新拠点・タカオネ」 『地図中心』 587, pp.28-29.
- 高尾 599 ミュージアム公式ウェブサイト <https://www.takao599museum.jp/> (2022年8月13日閲覧)
- 高尾山さる園・野草園公式ウェブサイト <https://www.takao-monkey-park.jp/> (2022年8月13日閲覧)
- 高尾森林ふれあい推進センター公式ウェブサイト <https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/takao/index.html> (2022年8月13日閲覧)

- 高尾登山電鉄公式ウェブサイト “高尾山とは” <https://www.takaotozan.co.jp/about/>
(2022年8月28日閲覧)
- 高尾山マガジン (2021) 「高尾山基本データ」 <https://mttakaomagazine.com/> (2022年8月13日閲覧)
- 高尾山マガジン (2021a) “見どころ ケーブルカー” <https://mttakaomagazine.com/spot/cablecar> (2022年8月13日閲覧)
- 高尾山マガジン (2021b) “高尾山の歴史～開山から現代まで” <https://mttakaomagazine.com/history> (2022年8月13日閲覧)
- 高尾山マガジン (2021c) “見どころ 薬王院” <https://mttakaomagazine.com/spot/yakuoin> (2022年8月13日閲覧)
- 高尾山マガジン (2022a) “京王線のダイヤ改正により Mt. TAKAO 号が通年運行化。京王高尾線区間は特急でも各駅停車に” <https://mttakaomagazine.com/news/15001>
(2022年8月13日閲覧)
- 高尾山マガジン (2022b) “高尾山はじめてガイドー服装は？初心者OK？” <https://mttakaomagazine.com/guide> (2022年8月13日閲覧)
- 高尾山マガジン公式ウェブサイト <https://mttakaomagazine.com/> (2022年8月13日閲覧)
- 高尾ビジターセンター公式ウェブサイト <https://www.ces-net.jp/takaovc/> (2022年8月13日閲覧)
- 高尾山薬王院公式ウェブサイト <https://www.takaosan.or.jp/> (2022年8月13日閲覧)
- タカオネ公式ウェブサイト <https://takaone.jp/hotel/> (2022年8月13日閲覧)
- 高岸且 (2021) 「高尾山基準点インフラツーリズム スマホアプリでロゲイニング 基準点カードとともに」『地図中心』587, pp.26-27.
- 滝将之 (2021) 「高尾山ルート完全図解」『地図中心』587, pp.23-25.
- 田島利佳 (2021) 「オリエンテーリング高尾山 常設コースを周ってきました」『地図中心』587, pp.21-22.
- 田中淳夫 (2014) 『森と日本人の1500年』平凡社
- 田中淳夫 (2021) 『虚構の森』新泉社
- 田中澄江 (1997) 『花の百名山』文藝春秋
- 谷口榮 (2021) 「高尾山ルート完全図解」『地図中心』587, pp.6-9.
- 達日出典 (2007) 『八幡神と神仏習合』講談社
- 東海自然歩道連絡協会公式ウェブサイト “東海自然歩道” <http://www.tokai-walk.jp/> (2022年8月31日閲覧)

- 外山徹 (2021) 「高尾山薬王院」『地図中心』587, pp.3-5.
- 豊田巧 (2014) 『電車で行こう! ショートトリップ&トリック! 京王線で行く高尾山!!』集英社
- とよだ時 (2016) 『日本百霊山』山と溪谷社
- 中村徹 (2015) 「世界の森林・日本の森林」『森林学への招待』pp.1-11.
- 日本学術会議 (2001) 「地球環境・人間生活に係わる農業及び森林の多面的な機能の評価について (答申)」 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/shimon-18-1.pdf> (2022年8月13日閲覧)
- 日本の超高層ビル「超高層ビル／TOP100／1位～50位」 <https://skyskysky.net/001-1-50.html> (2022年9月1日閲覧)
- 沼田眞・岩瀬徹 (2002) 『図解 日本の植生』講談社
- 野本寛一 (2006) 『神と自然の景観論』講談社学術文庫
- 菱山忠三郎 (2012) 「高尾山の貴重な植物相」『とっておきの高尾山』pp.22-27.
- 菱山忠三郎 (2017) 『高尾山の花と木の図鑑』主婦の友社
- 氷堂リョージ (2015-2018) 『高尾の天狗と脱・ハイヒール (1)～(4)』竹書房
- 氷堂リョージ (2020-2021) 『高尾の天狗とミドロの平日 (1)～(3)』竹書房
- フォレストアドベンチャー公式ウェブサイト <https://foret-aventure.jp/> (2022年8月13日閲覧)
- 藤森隆郎 (2017) 「森林の生態」『森林インストラクター養成講習テキスト選集 改定5版』pp.3-21.
- ボウケンノモリ公式ウェブサイト “ボウケンノモリとは” <https://bouken.co.jp/about.php> (2022年8月13日閲覧)
- ミリオンペタルバイクパーク公式ウェブサイト <https://sites.google.com/view/millionpetalbikepark/> (2022年8月13日閲覧)
- 宮入芳雄 (2019) 『高尾山昆虫記』こぶし書房
- 村上友和 (2021a) 「高尾山の動植物は季節の移り変わりを教えてくれる」『地図中心』587, pp.18-19.
- 村上友和 (2021b) 「高尾山の景観、高尾山からの景観」『地図中心』587, pp.16-17.
- 村越真 (2021) 「オリエンテーリングの聖地、高尾」『地図中心』587, pp.20-21.
- 守屋二郎・守屋益男 (2021) 『新版 高尾山登山詳細図 全112コース 1:12,500 (首都圏登山詳細図) 地図』吉備人出版
- 山と溪谷編集部 (2017) 「再発見・高尾山」『山と溪谷』991, pp.23-80.
- ヤマレコ公式ウェブサイト <https://www.yamareco.com/> (2022年8月13日閲覧)

- ゆきのようこ（文）・陣崎草子（絵）（2017）『高尾山の木にあいに行く』理論社
- 義江彰夫（1996）『神仏習合』岩波新書
- 吉田茂樹（1981）『日本地名語源事典』新人物往来社
- 吉永秀一郎（2021）「高尾山の地形と地質」『地図中心』587, pp.13-15.
- 吉野武治（2016）『高尾山と周辺の歴史散策 — 高尾山の歴史が良く解る』デザインエッグ社
- 林野庁（2020a）「特集 持続可能な開発目標（SDGs）に貢献する森林・林業・木材産業」『令和元年度 森林・林業白書』 pp.3-41.
- 林野庁（2020b）「新たな森と人のかかわり『Forest Style』の創造～人生100年時代を森林空間と過ごす～」林野9月号, pp.3-6.
- レファレンス協同データベース（2016）“「高尾山」はなぜ「高尾山」という名前なのか。その由来を知りたい。” https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000186079（2022年8月30日閲覧）
- 脇谷美佳子（2022）「山主が繋がる、日本一周MTBトレイル完成への夢」『Forest Journal』12, pp.8-9.

短期大学の社会貢献についての考察

A Consideration of Social Contribution of Junior Colleges

国分 さやか

本稿は、筆者自身が短大の教員として、短大の社会貢献に向け、今後どのようなことに取り組む可能性があるのかについて調査し、考察したものである。最初に確認しておくのは、学生数に関わらず、どの短大も短大経営に全力を尽くしているということである。本稿では、様々な短大の取組みを紹介するが、それは決して本学を始めとする都内、ひいては全国の短大が十分な取組みを行っていないという非難をしたり、自身の指摘を誇ったりするためのものではない。その点をまず明確にしておきたい。

はじめに

短期大学（以下短大）は、学校教育法において四年制大学とは目的や修業年限を異にする大学と位置づけられている。2005年には、諸外国と同様に短大卒業者に「短期大学士」の学位を授与する制度が創設された。文部科学省（以下文科省）の「短期大学について」¹の概要において、短大は1950年の制度創設以来、特に女性の高等教育の普及や実践的職業教育の場として、大きな役割を果たしてきたと評価されている。

大学・女子大学・短大の総数における短大の数は、1953～1997年は常に

1 文部科学省「短期大学について」(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tandai/)
2022/9/5 閲覧

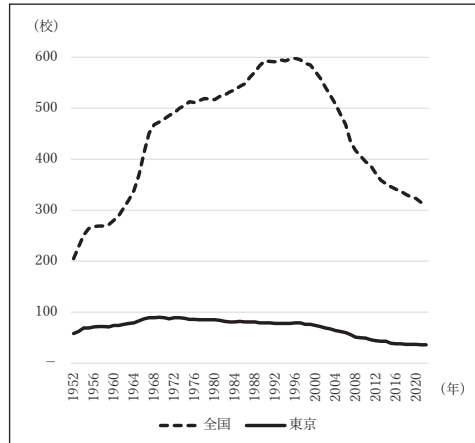


図1 短大数の推移

出処：文科省「学校基本調査」、
東京都「東京都統計年鑑」より筆者作成

50%超²を占めており、大学や女子大以上に短大が必要とされる年代もあったといえよう。しかし、全国における短大数は1996年にピークの598校となった後、2022年現在は315校にまで減少している。都内の短大数は1969年にピークの90校となり、その後やはり減少を続け、2022年現在は36校と激減している（図1）。

女子学生数の内訳を確認すると、文科省（2022）によると、2022年度の全国的女子短大生は、前年より7,519人減少して9万4,713人となっている。一方で、全国の四年制大学の学部³に在籍する女子学生は、4,500人増加し、120万1,000人と過去最多となっている。また、四年制大学の全学部学生に占める女子学生の割合は前年と同率の45.6%と過去最多を維持しており、女子の高学歴志向が定着していることが窺える。

このような環境下、2000年以降、学習院女子短期大学、明治大学短期大学、成城大学短期大学部が廃止、近年では2021年に立教女学院短期大学、2022年に青山学院女子短期大学が廃止、と歴史ある短期大学が廃止を余儀なくさ

2 武庫川女子大学教育研究所「女子大学統計・大学基礎統計」より筆者算出
(<http://kyoken.mukogawa-u.ac.jp/statistics/>) 2022/9/5 閲覧

れている。今後、とりわけ都内の短大が存続するために、どのような取組みが有効である可能性があるのかについて考察を行うことが本研究の目的である。

本研究は、第1章にて短期大学の変遷と現状について、政府統計等を基に全国と都内を比較し、特に都内の短大の実態を明らかにする。第2章にて、文科省が公表する短大に求められている役割を紹介する。続けて第3章にて、短大に求められている役割に沿って先行研究を基に考察を行う。

第1章 都内の短期大学の変遷と現状

本章では、都内の短大の現状をまとめる。

(1) 都内の女子の高学歴志向

短大の女子学生数は、全国では1993年にピークの53万294人となり、その後減少を続け、2022年現在は9万4,713人となっている。一方、都内の短大の女子学生数は、1973年と全国に比較して早い段階で7万人台に上り、その後増減を繰り返しながら、全国と同じく1993年にピークの7万9,098人となり、その後やはり減少を続け、2022年現在は9,665人となっている(図2)。

また、女子四大生と女子短大生の数を比較すると、女子四大生は増加し続けているのに対し、女子短大生は1993年をピークに減少し続けている(図3)。

リクルート進学総研マーケットリポート(2022)によると、2021年現在、東京都の18歳人口の1.8%が短大に進学している。全国平均が4.0%であることを考慮すると、都内では特に短大への進学率が低い。なお、東京都近郊を確認すると、神奈川県3.2%、千葉県3.2%、埼玉県3.8%と東京都ほどではないが、全国平均よりも低い。全国的に女子の高学歴志向が進んでいるが、特に都内では全国に先駆けて進んでいることが窺える。

(2) 都内の短大学生の出身地と進路

また、文科省(2021a)によると、2021年の都内の短大への入学者数4,248人中、出身高校が都内である者は1,371人であり、都内の短大の自県出身率は約3割と全国最下位である(表1)。短大は、地方の進学機会の確保に

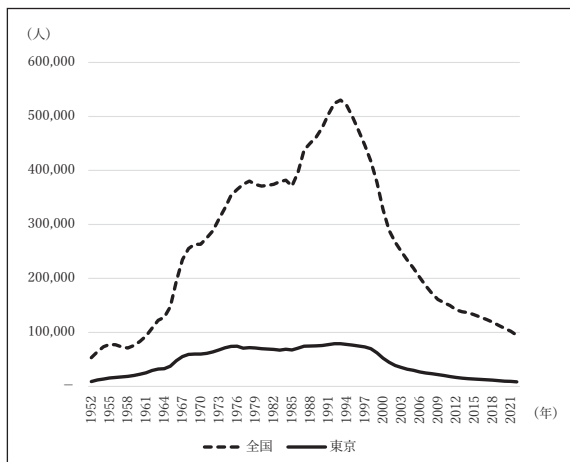


図2 短大の女子学生数の推移

出処：文科省「令和3年度学校基本調査（確定値）」、
東京都「東京都統計年鑑」より筆者作成

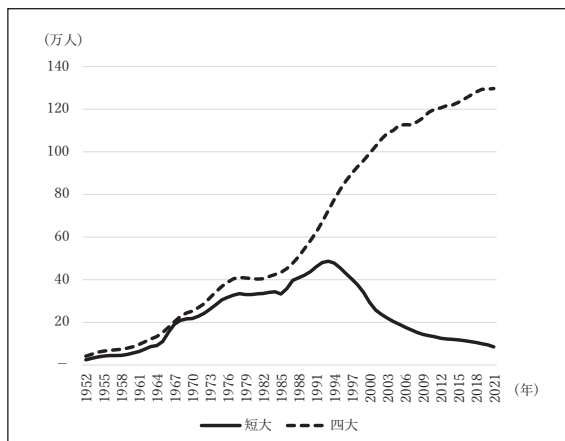


図3 全国の女子四大生数と女子短大生数の比較

出処：文科省「令和3年度学校基本調査（確定値）」より筆者作成

表1 都道府県別短大入学者（女子）の自県出身者率

都道府県名	入学者数 ※ A	自県出身者数 ※ B	自県率 ※ B/A
沖縄	335	332	99.1%
高知	172	170	98.8%
福井	231	227	98.3%
和歌山	149	144	96.6%
茨城	334	322	96.4%
北海道	1,532	1,463	95.5%
秋田	291	275	94.5%
長野	913	861	94.3%
鹿児島	838	782	93.3%
熊本	341	318	93.3%
富山	405	377	93.1%
宮崎	282	262	92.9%
愛媛	366	339	92.6%
新潟	498	460	92.4%
長崎	295	266	90.2%
山口	333	300	90.1%
香川	321	285	88.8%
静岡	708	623	88.0%
青森	372	323	86.8%
福島	667	571	85.6%
鳥取	217	185	85.3%
三重	582	486	83.5%
群馬	675	551	81.6%
岩手	279	226	81.0%
石川	594	474	79.8%
滋賀	375	296	78.9%
千葉	1,256	990	78.8%
島根	75	59	78.7%
広島	670	521	77.8%
栃木	641	494	77.1%
愛知	2,509	1,906	76.0%
徳島	199	150	75.4%
大分	696	492	70.7%
山梨	355	249	70.1%
神奈川	2,230	1,543	69.2%
大阪	3,787	2,583	68.2%
宮城	1,117	756	67.7%
岐阜	1,016	687	67.6%
山形	433	289	66.7%
岡山	869	580	66.7%
兵庫	1,958	1,286	65.7%
埼玉	1,637	1,058	64.6%
福岡	2,557	1,636	64.0%
佐賀	352	198	56.3%
京都	1,155	512	44.3%
奈良	477	191	40.0%
東京	3,961	1,283	32.4%
計	40,055	28,381	70.9%

出処：文科省「令和3年度学校基本調査（確定値）」より筆者作成

重要な役割を果たしている一方、都市部、特に都内の短大においては地元の進学機会の確保に貢献しているとはいえない。

なお、自県率が50%以下、つまり在校生の半数以上が他県出身者で構成されている短大の所在都道府県は、京都府(44.3%)、奈良県(40.0%)、東京都(32.4%)の3県のみである。

また、文科省(2021a)によると、都内の短大卒業者の進学率と無期雇用労働者率の合計³、つまり短大卒業後、さらに他の教育機関への進学またはいわゆる安定した職に就職した学生の率は79.8%である(表2)。進学率と無期雇用労働者率の合計が80%以下であるのは、全国で11都道府県にも上っていることを考慮すると、都内の短大卒業者の進学またはいわゆる安定した職に就職した率は高いとはいえない。

以上のことより、短大の女子学生数は少子化の影響のみならず、女子の高学歴志向により減少したと推察できる。また、他県出身者の多い都内の短大において、卒業後、進学またはいわゆる安定した職に就く学生数が多いとはいえない状況であることも確認された。マイナビの「2023年卒大学生Uターン・地元就職に関する調査」によると、地元就職を希望する学生⁴は62.6%と2年連続増加している。他県出身者の多い都内短大は、地元就職希望者も多いもののうまくUターン就職ができていない可能性も窺える。

(3) 都内の短大の入学定員数における入学者数と少子化

また、日本私立学校振興・共済事業団の「令和3(2021)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」によると、都内短大の入学定員数における入学者数の割合は、2020年に比較すると2021年は12.30%減少した81.53%であり、定員割れとなっている。京都府(16.80%減少80.06%)、兵庫県(13.41%減少74.81%)について、都内はワースト3に入る入学者数の減少率である。東京都と京都府については自県率が低いことを考慮すると(表1)、2020年に新型コロナウイルス感染症の拡大が始まり、オンライン授業が導入されてからは、他の都道府県で一人暮らしをしてまで進学することへの躊躇もあるように考えられる。また、文科省(2018)は、2040年には18歳人口が2017

3 進学者と無期雇用労働者以外は、有期雇用労働者、無職等である

4 女子短大生だけでなく、男女大学生や男子短大生も含めたデータである

表2 都道府県別短大卒業者（女子）の進学者・無期雇用労働者数の割合

都道府県名	卒業者数 ※ A	進学者数 ※ B	無期雇用 労働者数 ※ C	計 ※ B+C	進学者・無期雇用 労働者数の割合 ※ (B+C)/A
香川	315	3	286	289	91.7%
茨城	366	3	330	333	91.0%
静岡	702	46	586	632	90.0%
千葉	1,261	81	1,051	1,132	89.8%
富山	424	16	360	376	88.7%
福井	219	3	191	194	88.6%
和歌山	199	1	175	176	88.4%
石川	657	12	567	579	88.1%
埼玉	1,684	42	1,442	1,484	88.1%
愛知	2,824	158	2,329	2,487	88.1%
福島	740	44	607	651	88.0%
鹿児島	897	48	736	784	87.4%
岡山	894	58	722	780	87.2%
神奈川	2,514	181	2,010	2,191	87.2%
新潟	513	25	421	446	86.9%
三重	542	36	435	471	86.9%
青森	420	11	352	363	86.4%
長崎	343	18	278	296	86.3%
宮城	980	10	831	841	85.8%
群馬	724	59	562	621	85.8%
山梨	404	70	276	346	85.6%
山口	296	6	247	253	85.5%
山形	559	106	371	477	85.3%
栃木	487	70	341	411	84.4%
北海道	1,698	138	1,288	1,426	84.0%
岐阜	1,090	40	865	905	83.0%
秋田	264	7	212	219	83.0%
福岡	2,259	169	1,692	1,861	82.4%
滋賀	305	4	247	251	82.3%
熊本	290	11	226	237	81.7%
広島	594	25	460	485	81.6%
宮崎	299	31	213	244	81.6%
島根	81	2	64	66	81.5%
大分	692	102	455	557	80.5%
大阪	4,037	447	2,799	3,246	80.4%
鳥取	186	3	146	149	80.1%
東京	4,395	640	2,867	3,507	79.8%
兵庫	1,998	256	1,335	1,591	79.6%
愛媛	393	33	279	312	79.4%
佐賀	329	8	253	261	79.3%
徳島	215	15	153	168	78.1%
岩手	312	36	206	242	77.6%
奈良	456	121	231	352	77.2%
京都	1,368	157	897	1,054	77.0%
高知	216	27	139	166	76.9%
長野	992	39	667	706	71.2%
沖縄	371	41	166	207	55.8%
計	41,804	3,459	31,366	34,825	83.3%

出処：文科省「令和3年度学校基本調査（確定値）」より筆者作成

年の約 120 万人から 88 万人にまで減少するという試算を提示しており、こうした趨勢には一層拍車がかかる可能性がある。

以上より、東京都の短大は、少子化に加えて高学歴志向により今後も進学者が減ることが予想されるという厳しい状況にあり、また学生の構成者の半数以上が他県出身者である特徴があるといえよう。従って、都内の短大が存続するためには、地方の短大とは異なる改革が必要になると考えられる。

第2章 文科省による短大の役割と先行研究

文科省（2014）は、短大の厳しい運営状況を踏まえつつも、「高等教育の機会均等の確保、専門職業人材や地域の中核的人材の育成、生涯学習拠点機能、学生一人一人に対するきめ細かい教育など、これまで短期大学が実施してきた特色ある教育の内容や方法は、今後、社会の変化を誠実に捉えて、多様な人々の修学ニーズに応えていくことを通して、我が国の人材育成や地方の創生に大いに寄与するものと考えられる」と期待を寄せた上で、今後の短大の役割・機能について、以下のように大きく4点挙げている。

- (1) 社会基盤の維持・向上を担う職業人材の養成
～専門職業人材の養成～
- (2) 地域に密着した高等教育機関としての活用
～地域コミュニティの基盤となる人材の養成～
- (3) 高等教育のファーストステージとしての期待と可能性
～知識基盤教育に対応した教養的素養を有する人材の養成～
- (4) 生涯学習機能の充実
～多様な生涯学習の機会の提供～

文科省（2014）より抜粋

以上の4点について、以下、同資料から抜粋しながら補足する。

(1) 社会基盤の維持・向上を担う人材の養成について

短期大学士課程の目的の一つは「職業に必要な能力の育成」であり、資格取得が特徴の一つだとしている。また、「キャリア教育及び職業教育に高い評価を得ている特長を生かし、今後も特色ある職業人材育成を行っていく必要がある」とし、「資格などに関わる知識・技能等に偏ることなく、当該分野における学問の社会的意義の理解や課題対応型学習等を通じて、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成を図ることが重要である」とまとめている。

(2) 地域に密着した高等教育機関としての活用について

「若者が、地域コミュニティを支える勤勉で良識のある職業人・社会人に成長するためには、教育を充実させることが不可欠であり、(中略)修業年限が比較的短く、学費負担が軽く、地方都市にも数多く設置されている短期大学は、アクセスしやすい、多様な職業教育や大学編入の機能を備えた地域密着型の高等教育機関としての役割を果たしていく必要がある」とまとめている。

(3) 高等教育のファーストステージとしての期待と可能性について

知識基盤社会を支える人材を「21世紀型市民」と称し、「専攻分野の専門性を有するだけでなく、幅広い教養を身に付け、高い公共性、倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、改善していく資質を有する人材」と定義した上で、「実際生活に必要な技能・知識の育成が目的の一つとなっていることが挙げられるが、コミュニケーションスキル、数量的スキル、情報リテラシーなど実生活に必要な技能と人文・社会科学、芸術等などの幅広い教養の育成を通じて『21世紀型市民』の人材養成機能を担う機関としての役割も期待されている」としている。また、日本の短大は、「卒業後に4年制大学への編入学や独立行政法人大学評価・学位授与機構の認定を受けた専攻科での『学士』の学位の取得、その後の大学院への進学が可能」という特徴にも言及している。さらに、「職業経験等、一定の期間を経てからの『セカンドステージ』への移行など、学習機会の選択の幅を広げて多様な学びの機会を求める人々の期待に応えられる可能性」があることに

も触れている。

(4) 生涯学習機能の充実について

「高齢社会を迎えた我が国において、個人が自己啓発を図り、より一層心が豊かで潤いのある人生を実現することを目指して、人々の多様な生涯学習需要は増大する傾向にある」としている。しかし、短大を地域住民の学習拠点とするために短大全体を特徴付けるまでの発展は未だなされておらず、今後「短期大学が再就業に必要な知識や技術を習得する場として活用されることが期待される」とまとめている。

第3章 考察

以降、第2章における文科省の提示する4点の短大の役割・機能について先行研究を基に考察したい。

(1) 社会基盤の維持・向上を担う職業人材の養成について

短大の目的の一つは「職業に必要な能力の育成」であり、資格取得が特徴の1つとなる。阿形(2009)は、特に女性の場合は学生の頃または最初の仕事に就く前に資格を取得した場合、一貫して正規雇用につく傾向がみられることを報告している。とはいえ、日下(2022)は、資格・免許を大きく5つの類型に分類した場合、簿記や秘書、英語等の「民間資格」は、看護師・調理師等の「伝統的」資格や保育士・栄養士等の「女性専門職」資格に比較する職業と直接結びつきを持たず、特定の職業を除いては「民間資格」を保有するだけでは職業への参入効果は低いと分析する。また、資格や免許取得を自信や安心の獲得や能力の底上げのみならず「その資格を活かして社会的にも職業的にも自立してこうとする意識を醸成することが必要」と日下(2022)はまとめている。

資格や免許取得は目的ではなく手段であり、資格や免許を取得することでどのように自分の将来が広がるのかといったことを体感できるような実践的な授業を提供することが重要であろう。そのためにも、「資格と職業との結びつきを意識させ、どの資格がどの職業で活かされるのかを理解した上で、自身のキャリアに必要な資格の取得を促すことが重要」(日下、2022)であ

ろう。以下、本学と同じく英語や資格取得に力を入れており、かつ在籍者数が収容者数を上回っている短大の取組みについて紹介する。

上智大学短期大学部⁵（神奈川県秦野市）は、英語に力を入れている。しかし英語といっても TOEIC 等の資格取得のみならず、選択必修科目として「英語スキルズ」を用意している。2022 年のシラバスによると、「英語スキルズ」には、「生活の英語」、「旅行の英語」、「職場の英語」、「メディアの英語」、「テクノロジーと科学の英語」、「ホスピタリティの英語」、「日本の文化」、「パブリックスピーキング」、「ディスカッション」、「アメリカの文化と社会」等、場面ごとに実践に即した英語の授業を提供している。また、科目のタイトルが分かりやすく、入学前からどのようなことを学べるのか想像しやすいこと、入学してからは学生自身がどのような場面で英語を使いたいのか将来を想像することで、早くから進路を考えるきっかけにつながるものと考えられる。

戸板女子短期大学（東京都港区）の国際コミュニケーション学科⁶においては、「Freshman English」の毎回の授業で、仕事、健康、衣服、旅行、感情、政治等の話題を取り上げ、英語をどのような場面でどのように使うのかといった実践につながる英会話演習を取り入れている。

また、京都経済短期大学⁷（京都府京都市）では、「学内ダブルスクール」と称し、専門性を高めるコースとして経済システム、経営マーケティング、会計ファイナンス、国際ビジネス、総合情報の 5 コースを用意すると同時に、資格就職ユニット（職業や資格ごとに 15 種）、大学編入ユニットの 2 ユニットを用意することで、資格だけでなく将来の資格の使い道までも意識させるカリキュラムとなっている。

一方、資格取得ではなく、将来の職業についてのモデルを前面に出すことにより、入学前や入学時から卒業後について意識させるような取組みを採用している短大もある。

仙台青葉学院短期大学（宮城県仙台市）のビジネスキャリア学科⁸では、

5 2022 年現在収容人数 500 名、在籍者数 548 名

6 2022 年現在収容定員 200 名に対し在籍者数 228 名

7 2022 年現在収容定員 400 名に対し在籍者数 487 名

8 2022 年現在収容定員 155 名に対し在籍者数 141 名 ※前年 161 名

目指す業界や職種ごとに8つの推奨履修モデル（オフィスワークモデル、金融・会計モデル、医療事務モデル、販売サービスモデル、メディアデザインモデル、ITビジネスモデル、公務員モデル、心理コミュニケーションモデル）を提示している。2022年3月卒業者の就職率は99.1%であった。

目白大学短期大学部のビジネス社会学科⁹では、「フィールド制」を取り入れている。社会人としての基礎力と実践力を身に付けるために、秘書・ファイナンシャルフィールド、メディカル秘書フィールド、ファッション・カフェビジネスフィールド、観光・ホテル・ブライダルビジネスフィールドの4つのフィールドに大きく分け、メインとなるフィールドを中心に学ぶ仕組みとなっている。2022年3月卒業者の就職率は94.3%であった。

川口短期大学のビジネス実務学科¹⁰では、企業ビジネス、金融ビジネス、心理・医療ビジネス、ビジネスフロンティア、観光ビジネス、エアラインビジネス、ブライダルビジネス、スポーツ・健康ビジネスの8つのビジネスモデルに即した履修モデルを提供している。なお、2022年3月卒業者の就職率は80.2%であった。

こうした取組みは、実際に学生が何をどのように履修するかはある程度自由としつつも、将来の働き方を大きく分け、そのための履修モデルを提供することで、学生が早い段階から将来を意識することを可能とすること、さらに、資格取得は重要ではあるが、資格取得そのものが目的ではなく将来のための手段だと位置づけている点に特徴があるものと評価できよう。

また、藤島・今永（2022）は、短期大学の学生は在学期間が限られており、長期間のインターンシップに参加することは、通常では困難であるため、ある程度自分の目指す方向を早期に確定させた上で、実践や学習を実施することが求められると指摘している。学生にとって、ゼロスタートからの進路探しよりも、将来にあわせた履修モデル等、考えるきっかけとなるヒントが提示されている方が卒業後について意識しやすく、就職活動の早期取組みに結びつくのではないかと推測される。また、川口短期大学や仙台青葉学院短期大学等では、キャリアについて考える授業を提供するだけでなく、正課科目として「インターンシップ」という授業を提供していることも興味深い。就

9 2022年現在収容定員150名に対し在籍者数156名

10 2022年現在収容定員200名に対し在籍者数232名

職につながりやすいインターンシップだけに特化した授業は、実際に学生がインターンシップ活動を始めるタイミングが分かって早くから活動を始められたり、教職員としても学生の状況を把握することで支援しやすくなるものと考えられる。都内短大のように、出身地に戻ってのUターン就職をする学生が多い場合、「Uターン就職」という授業を提供することも検討の余地があるかもしれない。

一方、短大出身者には、資格や免許を取得していても「自分は2年しか学んでいない」「四大を出ていない」という自信のなさや遠慮が見え隠れし、能力を發揮しきれていない傾向があると筆者は感じる。矢澤・岡村（2009）は、女子学生について「雇用環境や人々のライフスタイルが大きく変わっているにもかかわらず、旧来からの女性の生き方の枠内にとどまろうとしたり、そこから足を踏み出すことに躊躇したりしている」と指摘している。文科省の提示する「学問の社会的意義の理解や課題対応型学習等を通じて、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成を図る」ことが短大の役割の1つであることに鑑みると、短大出身者が自信を持ち、時代に即した自分らしい生き方を選択できるようになる授業を提供したいところである。

「学問の社会的意義の理解」については、最高峰の知識を持つ教員を客員教授として招聘することも検討の余地があるだろう。多くの大学では、教員に定年を設けている。筆者が調査した限りではあるが、東京大学、筑波大学、北海道大学、慶應大学の定年は満65歳、一橋大学、東北大学は満63歳である。何らかの形で大学に残り教鞭を執る教員もいるが、全体としては余りにも早い退職年齢であろう。退職した「知の巨匠」と評されるべき教員からは、まだまだ学生だけでなく、現役教員にとっても教えを乞うべきことは多く、短大の授業の質を格段に上げることができるのではないかと考える。オンライン授業を取り入れることにより、全国各地、世界にいる「知の巨匠」から学ぶことが可能になるものと考ええる。

また、「課題対応型学習」を提供するためには、アカデミック分野を歩んできた教員だけでなく、いわゆる実務家教員も必要となろう。中央教育審議会（2018）においても「今後、学部・研究科等の組織の枠を越えて教員が共

同で教育研究を行えるような仕組みを構築するとともに、学外資源の活用という観点から実務家や、多様な視点からの教育研究という観点から若手、女性、外国籍など様々な人材が教員として登用できるような制度等の在り方を検討する必要がある」と指摘している。短大において、ビジネススクールのようなケーススタディを用いた授業展開を導入することも検討する余地があるだろう。

一方、川山（2021）は、実務家教員は理論と実践を架橋する教育を実現させるための存在であるとしつつも、実務家教員には、事務経験や実務能力だけでなく、教育指導力や研究能力も必要だと指摘している。短大において、社会や職場等の課題を解決する力を付ける授業を提供するためには、特に教育指導力に長けた実務家教員を迎えることが必要であろう。それと同時に、現存の教員には兼業を認め、何らかの形で企業に在籍したり、または1年ほど研究分野に関する企業・研究機関等に在籍したりすることで、理論と実践を架橋する教育を実現させる役割を担うこともできるだろう。

（2）地域に密着した高等教育機関としての活用

第2章で述べたように、都内の短大は都内出身者が少なく、必ずしも学生にとって「アクセスしやすい」「地域密着型の高等教育機関」とはいえない。

本学、創価女子短期大学の所在する東京都八王子市は、地域内に多くの高等教育機関があり、約11万人の学生が学ぶ全国有数の規模を持つ学園都市である¹¹。八王子市の人口¹²は20歳前後の人口が70代前後、50代前後に次いで多く、本校のみならず他大学等においても学生が他地域から流入していることが推測できる。八王子市では、2009年4月に「大学コンソーシアム八王子」を設立し、25の大学・短大・高専の加盟のもと、早い時期から大学・市民・経済団体・企業・行政などが連携・協働するいわゆる産学官連携への取り組みがなされている。本学も積極的に参加し、学生企画事業に3年連続で採択されている。

11 大学コンソーシアム八王子 | The Consortium of Universities in Hachioji
(<https://gakuen-hachioji.jp/>) 2022/9/5 閲覧

12 八王子市年齢別人口（令和3年） | 八王子市公式ホームページ (<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/hachioji/jinko/003/p029079.html>) 2022/9/5 閲覧

一方、「大学コンソーシアム八王子」のように、教育機関が地域貢献に参加しやすい仕組みが整っていない地域にある短大の取組みとして、上智大学短期大学部を紹介したい。上智大学短期大学部は、自県率は不明であるものの学生寮を用意しており、他県出身者が多いことが推測され、必ずしも「アクセスしやすい」「地域密着型」ではない。そのような上智大学短期大学部では、神奈川県秦野市と提携事業協定を結び、サービスラーニング活動を取り入れている。

サービスラーニング活動とは、外国と関連する子ども達や市民を対象にした日本語・教科学習支援活動、小学校での児童英語教育支援活動、図書館等での子どもへの英語活動等を指す。サービスラーニングには、授業中に行う正課科目とボランティアがあるが、どちらに参加する場合にも、サービスラーニング入門講座（1単位）を履修する必要がある。学生は、正課科目で学んだことを学外での活動に結びつけることでインプットだけでなく、アウトプットによっても実践力を身に付けることができる。「2021年度短期大学教育改革 ICT 戦略会議開催報告¹³⁾」においても戸高運営委員長が「教室で学んだことを、社会の実践の場で他の大学生とともに地域課題への解決策を提案するチャレンジが極めて大事になる。それには、インターネットを最大限に活用して、思考をめぐらし、社会実践につなげていく訓練が必要になる」と述べていたと報告されている。

宮崎（2022）は、上智大学短期大学部の取組みについて、サービスラーニングを正課科目に取り入れることで、持続可能な地域貢献と学生の学びの深化の両面にとって効果的であったと主張している。近年ではオンラインを使って活動していることも興味深い。

他県出身の学生にとって、短大のある地は必ずしも思い入れのある地ではなかったり、卒業後には離れる地であったりするかもしれない。しかし、宮崎（2022）の指摘するように、「学生が、自分たちの働きが地域社会にとってどのように貢献しているかを実感する機会を設けることは思った以上に難しい」ことを考慮すると、サービスラーニングのような取組みを導入することは、実践力を身に付けると同時に地域との関わり方を学ぶためにも有効な

13 2021年度短期大学教育改革 ICT 戦略会議 開催報告 [2021年度 No.4]
(https://www.juce.jp/LINK/journal/2203/05_04.html) 2022/9/5 閲覧

機会を提供することになろう。

また、自県率の低い短大だからこそ地域に貢献できることとして、近年注目されている「よそ者効果」が考えられる。敷田（2009）は、地域住人は長く居住していることで、地域のことを当たり前と思いこみがちだが、よそ者はそれを無視したり、否定したりして、いわば新鮮な感覚をもたらし、地域住人が絶対だと思いこんでいたことも、よそ者のアドバイスや行動により、そうでないと気づくことが多いと指摘する。他県から来て2年間短大の近くで生活する短大生は正に「よそ者」であり、新たな視点を持つ若者である。学生が自身の出身地と短大のある地域を比較することで出身地と短大のある地域の双方の課題について、新たな視点で解決策を提示していける可能性があるのではないだろうか。そのためには、短大のある地域についてだけでなく、出身地についても同時に調べたり考えたりすることを教員が促す必要がある。

一方、国立青少年教育振興機構（2021）が日本、アメリカ、中国、韓国の4カ国の高校生を対象に調査した結果によると、「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」と考える日本の高校生の割合¹⁴は35.4%に留まる。中国79.6%、アメリカ70.5%、韓国69.2%に比較すると約半数と低さが際立つ。また、「高校生でも社会をよくしていけると思う」「国のために尽くしたいと思う」と社会との関わりをポジティブに考える高校生の割合は、大きな差ではないものの日本が4カ国の中で一番低く、「私個人の力では政府の決定に影響を与えられない」「政治や社会より自分のまわりのことが重要だ」「現状を変えようとするよりも、そのまま受け入れるほうがよい」「政治や社会の問題を考えるのは面倒である」とネガティブに考える高校生の割合は、同じく大きな差ではないものの日本が4カ国の中で一番高い。学生が短大を通して地域と積極的に関わっていくことで社会や地域へ関心を持ち、関わり方を学ぶと同時に自信を持てるように支援をすることも短大の重要な役割であると考えられる。地域と関わることは、まさに「21世紀型市民」を育成する第一歩につながるだろう。

14 「全くそう思う」「まあそう思う」という回答の合計

(3) 高等教育のファーストステージとしての期待と可能性

文科省(2021a)によると、18歳人口の高等教育機関への進学率¹⁵は年々増加しており、2021年度は83.8%であった。とはいえ、高等教育機関へ進学していない残りの16.2%にも焦点を当てるべきであろう。厚生労働省¹⁶によると、2020年度の新規学卒就職者の就職後3年以内離職率は、中卒者55.0%、高卒者36.9%、大卒者31.2%である。高等教育機関に進学していないことは、初任給の低さ、昇給昇格の遅さ、転職の困難につながり、貧困に陥りやすいことから、大卒者の離職率の低さとは異なる課題があると考えられる。

高等教育機関へ進学しない理由は様々であると考えられるが、中でも経済的な理由で進学できないことを防ぐために、短大も高等教育機関として注力すべきであろう。日本財団¹⁷によると、現在、日本の7人に1人の子どもが貧困状態にあり、子ども時代の経済格差が教育格差へつながり、生涯所得に大きく影響する。2020年に高等教育の就学支援新制度が設立されたが、必要とする子どもが制度を認知でき、利用する決意ができる環境にあるのかについて疑問が生じる。吉村(2020)は、進学先が遠方にあり、子どもが一人暮らしをした場合には保護者に負担がかかること、また貧困層の「親の子どもに望む学歴の低さ」を指摘する。特に後者の課題を解決するためには、貧困世帯が多いひとり親家庭や生活保護家庭の保護者への働きかけが必要であると考えられる。

また、本来であれば進学を検討していたにもかかわらず、望まない妊娠等により学業を中断した女性が学業復帰できるか否かは、今後の社会参画に大きく影響すると考えられる。短大は、そうした女性の学業復帰にも貢献できるのではないだろうか。立教大学¹⁸では、土曜日・祝日授業日のみであるが、

15 大学、短大、専門学校の入学者、高専4年次在学者数を3年前の中学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者数で除したもの

16 厚生労働省「新規学卒就職者の離職状況を公表します」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000177553_00004.html) 2022/9/4 閲覧

17 日本財団 HP 子どもの貧困対策 | 日本財団 (https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/ending_child_poverty) 2022/9/5 閲覧

18 立教大学 HP 公共施設パートナーシップ・託児所 | 立教大学
(<https://www.rikkyo.ac.jp/campuslife/support/others/partnership.html>) 2022/9/14 閲覧

学生および教職員のためにキャンパス内に託児所を設けており、学生も利用できることは興味深い。オンラインでも授業を受けられるようにしたり、学生も利用できる託児所を提供することで、多くの女性が学業に復帰し、ひいてはよりよい社会参画につながるものが、貧困のサイクルに陥ることを防ぐのではないかと考える。

短大として取り組めることは、進学する意思が低かったり、パソコンや携帯電話を所持しておらず情報を得られていない可能性のある子どもにも情報を届け、進学の決意を促すためにも、進学率の低い高校や中退率の高い高校、児童養護施設等へ短大から直接学校説明会へ赴くこと等が考えられる。また、高校生向けに空き教室を解放して居場所を提供したり、相談事に乗ったりする等、貧困層に限らず地元の高校生のサードプレイスとして場を提供することで、短大が「アクセスしやすい」「地域密着型」な存在となり、進学を諦めていた子ども達の将来を変えていけるのではないだろうか。

一方、短大の役割に、「時代の変化に合わせて積極的に社会を支えて改善していく資質を有する人材を育てる」ということが求められることを考慮すると、前述のとおり、時代の変化をいち早く感じている実務家教員の採用を検討すべきであろう。

また、中央教育審議会（2018）は、「社会人などの多様な受講スタイルを持つ学生や本業と兼務している実務家教員等の、時間と場所の制約を受けにくい教育研究環境へのニーズに対応するとともに、学生が主体的に学修するアクティブ・ラーニングへの展開を図るなど教育プログラムの質の向上を目指し、情報通信技術（ICT）を活用した教育を推進することが必要である」とも指摘している。新型コロナウイルス感染症拡大のもと、オンライン授業が普及したことを踏まえると、現在、時間と場所の制約を受けにくいオンライン授業と対面授業を組み合わせたハイブリッド授業を中核にしていくことで解決できるものも多いのではないだろうか。

この間、リクルート進学総研（2021）によると、進路を考える時、高校生の69.5%が「どちらかという不安」、「不安な気持ち」と回答している。男女差は、男子66.5%、女子73.0%であり、女子の方が男子よりも不安が大きい。希望進路別でみると、大学希望者は70.3%、短大希望者は72.4%であり、短大希望者の方が大学希望者よりも不安がやや大きい。また、高校生にとっ

て進路選択について気がかりなことは、6割強が「学力が足りないかもしれない」と突出した調査結果となっており、次いで「やりたいことが見つからない、わからない」「自分にあっているものがわからない」がほぼ4割弱となっている。「やりたいことが見つからない、わからない」に男女差はないものの、「自分にあっているものがわからない」は男子が27.8%なのに対し、女子は43.0%と男子よりも多い上、前回調査（2019年）よりも5ポイント以上、上昇している点も注目すべき変化である。

不安が大きく、自分にあっているものがわからない傾向の高い女子高校生は、特に四年生大学の専門性を極める学部に進学するのではなく、短大に進学し、2年間でやりたいことや自分にあっていることを探し、必要であれば四年生大学に編入することで、不安を解消することが可能になるのではないだろうか。そのためにも、短大は、系列の四年生大学だけでなく、多くの四年生大学とのパイプを作っておくなど、幅広い進路を用意しておくことが必要だと考える。

また、同じくリクルート進学総研（2021）によると、社会人基礎力について、高校生と保護者が、将来必要とされるが現在の自分に不足していると感じる能力は、「主体性」「実行力」「発信力」であるという。一方、高校教員が考える、将来必要とされるものの現在の生徒に不足していると感じる能力は、「主体性」「課題発見力」「創造力」である。教員として、専門知識を教授すると同時に、これらの「主体性」「実行力」「発信力」「課題発見力」「創造力」を育むために、従来の一方向的な教授法ではなく、アクティブ・ラーニングも含めた双方向性の教授法を授業に取り入れていく必要があるだろう。

（4）生涯学習機能の充実について

文科省（2021b）では、変化の激しい時代において、「社会人となった後も、大学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能を身に付けることが必要」であるとした上で、特に「出産や子育てなど女性のライフステージに対応した活躍支援や、若者の活躍促進に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による産業構造の変化等に対応する観点からも、社会人の学び直し（リカレント教育）の推進がより一層重要」であると指摘している。

国立社会保障・人口問題研究所によると、出産前有職者に対する第1子出

産後の退職率（2010～2014年）が46.9%と半数近くに上ることや、内閣府男女共同参画局（2020）によると、介護を理由とした2019年の離職者9万9,000人のうち女性が7万5,000人であることを考慮すると、女子短期大学としては、特に女性の社会復帰に焦点を当てたりリカレント教育の提供に力を入れることにも検討の余地があると考えられる。

この点に関し、具体例を見てみると、京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部（京都府京都市）では、京都府と連携し、2つの学び直しプログラムを提供している。1つは、「仕事と私生活の両立プログラム」であり、リカレント受講生専用科目としてキャリアデザインやICTリテラシー等の基礎科目を5講座、現役学生と同じ授業を受ける自由科目として外国語やICT・データサイエンス、ビジネス、QOL等33講座を提供している。もう1つは、「次世代ケアワーカー育成プログラム（職業実践力育成プログラム）」として介護職に特化した内容となっており、ハローワーク等と連携することで求職活動まで支援している。

短大ではないが、日本女子大学（東京都文京区）でも、リカレント教育課程として2つのコースを提供している。1つは、「再就職のためのキャリアアップコース」で、キャリアマネジメントや英語、ITリテラシー、資格等を中心とした講座を提供している。在籍期間は1年間とし、受講生を就業経験に合わせてクラス分けし、週4日のオンライン授業または週2日の対面授業より選択可能とするほか、オンデマンドコンテンツを導入することで受講しやすくしたり、キャリアカウンセリング等を実施したりすることで再就職まで支援している。もう1つは、「働く女性のためのライフロングキャリアコース」で、キャリアやメンタルヘルス・マネジメント、人材育成、金融経済等の経営学の基礎のような講座を提供している。在籍期間は半年で基本的にはオンライン授業（聴講生としてスクーリング科目あり）となっている。

有川（2019）の指摘するように、「女子大学は学生が全員女性だからこそ、『女性に特化したストレートな目的意識を持ったプログラム』を展開しやすい」ことを強みとできる。また、筆者が40代で社会人大学院に進学した際、女性の友人達から羨ましがられた経験があるが、彼女達は自身が短大出身であるために、門戸は開かれているにもかかわらず大学院への進学は難しいと諦めていた節があった。短大出身の女性達にとってリカレント教育の場とし

て短大を選択することは大学院等よりもハードルが低いのではないかと考えると、女子短大にとってリカレント教育の導入は再起への大きな一歩になると筆者は考える。そのためにも、有川（2019）の指摘するように、「女性として憧れられるモデルたり得る女性を講師として招聘する」、「女性特有の子育ての問題などを意識したプログラム」等を展開していくことを重視する必要がある。

また、有川（2019）は、「『仕事復帰を目的とした学び』について考える際に、『学びと労働の接続』が極めて重要なキーワードとなってくる」と指摘した上で、「現状のリカレント教育プログラムには、『学びをどのように活かすか』という視点が欠けていることが明らかであろう」としている。その上で、プログラム受講者を対象とした独自の求人WEBサイトが整備されていたり、修了者の企業とのマッチングを支援したりしている大学の取組みを紹介している。有川（2019）の指摘するように、一定期間社会や仕事から離れていた女性たちが、再就職して社会復帰するためには、リカレント教育後のフォロー体制まで準備することが重要であろう。

また、文科省（2019）は、「正社員としての就業経験がないことや離職後のブランクなどがあると、働くことや社会参画に対する自信を失っている場合や、主体的にキャリアを形成していくという視点を持ちにくい」とし、「どのようなステージの女性であれ、これまでの生き方・働き方にとらわれることなく、そのステージを一つずつあげていく、未来（キャリア）を主体的にデザインしていけるような学びの場の提供が必要」であり、「主体性を持ち得ていない層、学びに対する意欲や姿勢が高くない層、男女共同参画センターなどの機関に足を運ばない層に対してこそ、人生100年時代の長い生涯のリスクヘッジの意味においても学びが不可欠」と指摘している。特に学歴が低いと自信を失っている可能性のある短大出身者にいかにアプローチして支援していけるかが、短大におけるリカレント教育の成否をわけるのではないだろうか。

2022年度に廃止となった青山学院短大の鈴木（2021）の以下の主張は胸に迫るものがある。

都市型の短期大学である青山学院女子短期大学は交通アクセスも良く、昼夜開講制を選択してもそれほど大きな問題は生じない。社会人の学び直しやブラッシュアップ、離職していた女性の就労支援などに道を開くことによって生涯学習の拠点として成立する道もあり得ただろう。もちろん大幅な志願者数の減少を補うことは難しかったかもしれないが、短期大学として存続する観点からするとその方向に舵を切ることは可能性の一つとしてあったのではないだろうか。歴史にifはないとはよく言われるが、2000年代初頭に四年制女子大学やそれに準ずる改組が行われていたとしたらどうなっていたであろうか。もちろん知るよしもないわけだが、女子短大としても追求していたジェンダーや子ども、マイノリティといった現在の重要な概念を、より持続的に研究・教育する機関として青山学院や社会に対してより大きな貢献を果たしていただろうと思われる。

鈴木 (2021)

少子化や高学歴志向が進む今、短大にとってリカレント教育に力を入れることは最重要事項だと考える。

(5) その他

短大として様々なことに取り組み、実際に魅力のある素晴らしい短大であったとしても、受験生や受講生となる可能性のある層に伝わらなければ受験者の増加にはつながらない。スタディサプリ (2021)¹⁹によると、学校のパンフレットのどこを重点的に見たかという調査に対し、1位は「どんなことが学べるのか、カリキュラム」、続けて「就職先・就職率」「雰囲気」という結果になっている(複数回答)。シラバスまで見なくても科目名で内容がある程度想像できるようにすること、また就職先を見据えた時間割見本を複数提示することや就職率を目立たせるなど、受験生目線での広報活動が必要であろう。また同調査によると、自分が希望する大学のパンフレットを取り寄せたのは71.2%であった。残りの約3割の受験生を考慮すると、ホーム

19 先輩たちはどう選んだ？ 行きたい大学&学部・学科の選び方【高校生なう】 | 【スタディサプリ進路】 高校生に関するニュースを配信 (<https://shingakunet.com/journal/column/20210610000002/>) 2022年9月4日閲覧

ページの分かりやすさ、SNSにおいて学校案内に代わる内容を発信するなどの工夫も検討の余地があると考えられる。

また、上智大学短期大学部は、2012年度から2015年度にかけては定員割れであったが、2016年度からは受験生が平常時の授業を見学することができる「授業見学会」を開催するなど、学びの可視化に重点を置いたことで入学者数が増加し、2017年度以降は定員を充足した。また、充足率が100%を超える戸板女子短期大学では、2022年9月5日現在、土日祝日を除いて施設・学校見学を随時受け付けているほか、高校への出張授業（20種類）を、短大での体験授業（53種類）を随時公募している。さらに、LINEのトーク機能を利用して随時質問を受け付けていることも興味深い。

短大側のスケジュールではなく、受験生のスケジュールに合わせることも受験生にとっての魅力となると考えられる。充足率が100%超である川口短期大学においても、平日のキャンパス見学を採用している。また、同じく充足率が100%超である京都経済短期大学、仙台青葉短期大学においては、2022年9月5日現在、学生寮への体験宿泊も設けている。これらの取り組みは、受験生が進学先に対する不安をなくし、短大への親近感や信頼感を高めることにつながるであろう。

また、コロナ禍でも安心して勉強できるよう、オンライン授業と対面授業を選択できるハイブリッド授業を取り入れることや、欠席時に振り返ることのできるようにオンデマンド授業を提供することにも需要があるだろう。ハイブリッド授業やオンデマンド授業を取り入れることは、リカレント教育の導入準備にもつながるだろう。しかし、除村ら（2022）は、オンライン授業の様々な課題については教員の工夫や努力によって対面授業との違いはさほどなくなるものの、学生は友人を作る機会を失っており、孤独感等から精神的な負担を増やす可能性も高い点を補う方法はまだ見いだせていないと指摘する。この点については、「2021年度短期大学教育改革 ICT 戦略会議開催報告」において蓬田も「地域や学生同士のコミュニケーションを如何に確保すべきか苦慮している」としながらも、「それでも時代の流れを鑑みると大学や短期大学におけるDX化を進めなければいけない」と述べている。ちなみに、同氏が教授を務める武庫川女子大学においては、2021年度よりeラーニングシステムを利用したオンデマンドによる「データサイエンス・AI教

育」の全学必修科目の開始、ペーパーレス化による新入生 Welcome サイトの構築、入学手続きの Web 化の促進、LINE の FAQ システムによる自動回答、学友会活動のリアルタイム配信によるオンライン化を進めている。さらに、今後の展望としては、入学前・入学後のリメディアル教育の充実、教育の質を担保した遠隔教育の活用、遠隔手法を活用した正課外教育の充実、DX を促進するために縦割りから横断型組織への再構築を目指した準備を進めていることを報告している。

受験生や学生にとって利便性が高く安心できる場所かつ、変化の激しい時代に対応できるように変革を進めていくことが短大にとっての最重要課題であるといえよう。

おわりに

筆者は、創価女子短期大学の教員として着任して半年足らずの新任教員である。右も左もわからない中で、いかに質のいい授業を提供するかを考え、質のいい授業を提供し、ひとりひとりの学生に目も心も配り、自身の研究に取り組む中で、それだけでは短大の魅力は受験生には伝わらず在籍者の減少につながるのではないかという懸念を抱いた。学生達が社会人となり、様々なことに思い悩んだ時に自分の原点である短大に帰り初心を思い出し、何度でも決意し直して社会の荒波に元気に飛び出していけるよう、短大を確実に存続させるために自分に何ができるのかと考えたことが本研究のきっかけである。短大は現代において不要なのではないかと考えたこともあったが、本研究を進めるにつれ、まだまだ短大が社会に貢献できることはたくさんあると確信した。

とはいえ、本学を始めとする各短大の取組みを批判するつもりは毛頭ないことを強調したい。全国の短大が、誰もが学ぶことのできるダイバーシティに富んだ教育機関として蘇ることを願うと共に、学生達から選ばれる短大になるために私自身が全力を尽くしていきたい。新しい取組みには、当然今まで以上の労力が必要になるであろうが、自身の仕事に固執することなく、時には学生の力も借りながら全力を尽くす所存である。

本学の石井健司先生には、急なお願いにもかかわらず、きめ細やかなご指導をいただきましたことを心より御礼申し上げます。また、立教大学大学院

の和田芳明先生には、大学院時代に始まり、修了後も変わらず懇切丁寧にご指導いただいておりますことを心より御礼申し上げます。

参考資料

(1) 参考文献

- 阿形健司 (2009) 「従業上の地位の変化と職業資格との関連—JGSS-2009 ライフコース調査による分析—」, 『日本版総合的社会調査共同研究拠点 研究論文集』, 11, pp.71-78, 大阪商業大学 JGSS 研究センター
- 有川かおり (2019) 「女子大学における仕事復帰を目的としたリカレント教育の現状と課題—女性の生涯を通じたライフキャリア支援体制構築に向けた基礎調査—」, 『聖徳大学研究紀要』, 第 30 号, pp.67-75, 聖徳大学
- 川山竜二 (2021) 「社会の知を取り込む実務家教員 実務家教員の展望と課題」, 『産学官連携ジャーナル』 2021 年 12 月号, pp.23-25, 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 日下清佳 (2022) 「短期大学における女性のキャリア形成に向けた資格・免許取得の有用性」『キャリア研究センター紀要・年報』, (8), pp.14-25, 高田短期大学
- 敷田麻実 (2009) 「よそ者と地域づくりにおけるその役割にかんする研究」, 『国際広報メディア・観光学ジャーナル』, 9, pp.79-100, 北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院
- 鈴木俊之 (2021) 「2010 年代の短期大学と青山学院女子短期大学」, 『青山学院女子短期大学総合文化研究所年報』, 第 29 号, pp.159-171, 青山学院女子短期大学総合文化研究所
- 藤島正史・今永典秀 (2022) 「短期大学におけるインターンシップとキャリア支援の効果」, 『名古屋経営短期大学紀要』, 第 63 号, pp.129-141, 名古屋経営短期大学
- 宮崎幸江 (2022) 「サービスラーニングによる地域貢献—正課カリキュラム化までの経緯と課題—」『Sophia University Junior College Division Faculty Journal』, 第 43 号, pp.69-90, 上智大学短期大学部
- 矢澤澄子、岡村清子編 (2009) 「女性とライフキャリア」, 勁草書房
- 除村建俊・小林真也・飯尾淳・井上雅裕 (2022) 「オンライン授業の現状と将来—大学教員から見た COVID-19 による授業の変化と学生への影響—」, 『プロジェクトマネジメント研究報告』, vol.2, no.1, pp.16-23, PMI 日本支部

(2) インターネット資料 ※全て 2022 年 9 月 4 日閲覧

川口短期大学 HP (<https://www.kawaguchi.ac.jp/>)

- 京都経済短期大学 HP (<https://www.kyoto-econ.ac.jp/>)
- 京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部リカレントプログラム HP (<https://webetc.koka.ac.jp/recurrent/>)
- 慶應義塾大学法学部政治学科教員公募 (<https://www.law.keio.ac.jp/employ/>)
- 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」(https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/doukou15_gaiyo.asp)
- 国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則 (<https://www.tsukuba.ac.jp/images/pdf/2005hks07.pdf>)
- 国立大学法人東北大学職員退職手当規程 (<https://www.bureau.tohoku.ac.jp/kohyo/jinji/tais yokuteatekitei.pdf>)
- 国立大学法人一橋大学職員就業規則 (https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210004200000000/41690210004200000000/41690210004200000000_j.html)
- 国立大学法人北海道大学職員就業規則 (https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000447.html)
- 上智大学 HP (<https://www.sophia.ac.jp/>)
- 上智大学短期大学部 HP (<https://www.jrc.sophia.ac.jp/>)
- 仙台青葉学院短期大学 HP (<https://seiyougakuin.ac.jp/>)
- 中央教育審議会(2018)「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(中教審第211号)」(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360.htm)
- 戸板女子短期大学 HP (<https://www.toita.ac.jp/>)
- 東京大学「東京大学教員の就業に関する規程」(https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_syuki/syuki06.pdf)
- 東京都「東京都統計年鑑」分野別及び年別ファイル数一覧表 (<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/tnenkan/tn-index.htm>)
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構「高校生の社会参加に関する意識調査報告書—日本・米国・中国・韓国の比較—(令和3年6月発行)」(https://www.niye.go.jp/kenkyu_houkoku/contents/detail/i/151/)
- 内閣府男女共同参画局(2020)「令和2年版男女共同参画白書(概要)」(https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/gaiyou/pdf/r02_gaiyou.pdf)
- 日本女子大学リカレント教育課程 HP (<https://www5.jwu.ac.jp/gp/recurrent/>)
- 日本私立学校振興・共済事業団「令和3(2021)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」(<https://www.shigaku.go.jp/files/nyuugakusiganndoukoudaitan0928.pdf>)
- マイナビ「2023年卒大学生Uターン・地元就職に関する調査」※2022年5月1日公

- 表 (https://career-research.mynavi.jp/research/20220511_27878/)
- 目白大学短期大学部 HP (<https://www.mejiro.ac.jp/college/>)
- 文部科学省「学校基本調査 - 結果の概要」(https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/1268046.htm)
- 文部科学省 (2014)「短期大学の今後の在り方について (審議まとめ)」(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1351962.htm)
- 文部科学省 (2018)「平成 30 年度文部科学白書」(https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201901/1420047.htm)
- 文部科学省 (2019)「平成 30 年度男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業 ターゲット別による学び直しでキャリア&ライフデザイン 実施報告書」(https://danjo.osaka.jp/user/news/79/pdwd-3_0zhjj2h28kra0zdg_cj_jqbd-.pdf)
- 文部科学省 (2021a)「令和 3 年度学校基本調査 (確定値)」(https://www.mext.go.jp/content/20211222-mxt_chousa01-000019664-1.pdf)
- 文部科学省 (2021b)「令和 3 年度文部科学白書」(https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab202001/1420041_00010.htm)
- 文部科学省 (2022)「令和 4 年度学校基本調査 (速報値)」(https://www.mext.go.jp/content/20220824-mxt_chousa01-000024177_001.pdf)
- 吉村淳弥 (2020)「非富裕層が進学を諦めない社会を目指して」日刊工業新聞社主催「フレッシュャーズ産業論文コンクール」I 部第一席、経済産業大臣賞 (<https://newswitch.jp/p/24990>)
- リクルート進学総研マーケットリポート 2022 年 5 月号「18 歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向」(https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202205_souken_report.pdf)
- リクルート進学総研「第 10 回高校生と保護者の進路に関する意識調査 (2021)」(<https://souken.shingakunet.com/research/2010/07/post-7a54.html>)

SDGsと英語教育—ゼミナールの取り組み

SDGs and Language Teaching — A Report of Seminar Class

石川 由紀子

はじめに

国連が発表した『持続可能な開発目標（SDGs）報告 2022』によると、SDGs の 17 の目標達成が危機に瀕している。新型コロナウイルス感染症のパンデミックに起因した死亡数は 2021 年末までに 1500 万人に達し、さらに多くの人を貧困に追いやっている。また、ウクライナの戦争は深刻な難民危機を引き起こしている。気候危機は多くの人が身近に感じているところであり、温室効果ガスの削減は喫緊の課題である（国際連合広報センター、2022）。2030 年までの SDGs 達成のため、各人が SDGs を自分事ととらえ学び、実践していくことが小さな一歩ではあるが大切である。教員として、学生の SDGs 達成のための学びに貢献したい、また英語教員としてグローバルな視野をもった地球市民教育に少しでも貢献したいと考え、ゼミナールで SDGs をテーマに掲げることにした。本稿ではその取り組みを報告する。

本稿ではまず持続可能な開発のための教育（ESD）について説明し、SDGs と地球市民教育との関連についても述べる。次に ESD と英語教育について紹介し、CLIL（内容言語統合型学習）について触れたあと、ゼミナールの取り組みについて報告する。ゼミナールの学生からのコメントを紹介し、今後の改善点を考察する。

SDGs と ESD

池田 (2017, 2020)によると、ESD (Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育) は持続可能な社会づくりの担い手を育むことをねらいとしている。Sustainable Development (SD) は 1980 年に発表された世界自然保全戦略の中で初めて国際的に用いられ、1987 年の「環境と開発に関する世界委員会」(ブルントラント報告) で「現在の世代の要求を満たしつつ、将来の世代の要求も満たす開発」と定義づけられた。この時から世界の関心が「持続可能な開発」へと向かい、1992 年にブラジルのリオデジャネイロで開かれた地球サミットにおいて持続可能な開発のための行動計画「アジェンダ 21」が採択され、ここで ESD の前身である「持続可能な未来のための教育」にユネスコを中心として取り組みが進められることになった。1997 年の「環境と社会に関する国際会議」(テサロニキ会議) ではさらに持続可能性の概念は環境と経済開発のみならず、貧困、人口、健康、人権、平和など広範な分野に及ぶことが示され、この後の ESD へとつながっていった。2002 年に開催されたヨハネスブルグ・サミットで日本が「国連・持続可能な開発のための教育の 10 年」を提案し、同年の国連総会での決議を経て 2005 ~ 2014 年に行われることが決定した。日本では 2008 年に策定された教育振興基本計画に「持続可能な社会の担い手を育む教育」が明記され、学習指導要領にも ESD の概念が盛り込まれている。また、ユネスコスクールを ESD の拠点とし、高等教育機関などと連携して ESD の学校教育への浸透を進めていった。その間、2000 年には 1990 年代にさまざまな国際会議で採択された国際開発目標を統合し、1 つの共通枠組みにまとめた形として、ミレニアム開発目標が提示された。2015 年にはニューヨークで開かれた国連サミットにてミレニアム開発目標の後継として SDGs が採択された。それを受け、2020 年に「ESD for 2030」が決議され、ESD が SDGs 達成に不可欠な要素また実施手段だとしてユネスコを主導機関として推進されている (池田、2017, 2020 ; 文部科学省、2019)。

地球市民教育と SDGs

ESD とともにユネスコが重要な理念として打ち出しているのが「地球市民教育」(Global Citizenship Education) である。人類社会全体を自分自身

の帰属集団として捉えるという「地球市民」としてのアイデンティティを育むことを目的としている（小林、2014）。小林（2018）は地球市民アイデンティティが形成される3つの基準として以下を挙げている。1つはグローバル社会で起きている問題を他人事ではなく自分自身のこととして当事者意識を持ってみているかという「自我関与（Self-involvement）」。もう1つは問題の解決や改善に向けて自分は何ができるのかという「積極的な取り組み」。そして個人が自分を取り巻く集団とのつながりを肯定的にとらえているかという「集合的自尊感情（Collative self-esteem）」。小林は「自分自身が人類共同体の一員として、グローバルな諸問題に対して当事者意識を持って自我関与できる人、人類共同体を自分自身の問題として捉えられる人、こういう人を育てていくことが、地球市民教育の一番大きな教育課題なのではないか」（p.65）と提案している。SDGsにおいて、教育は目標4「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と位置付けられている。目標4のターゲット7は「2030年までに、持続可能な開発のための教育および持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」とあるように、ESDと地球市民教育について明記されている。しかしESDはSDGsの単なる目標の一つにはとどまらない。2019年12月第74回国連総会において、「持続可能な開発のための教育：SDGs達成に向けて（Education for Sustainable Development: Towards achieving the SDGs）」が採択され、「ESDが質の高い教育に関するSDGに必要不可欠な要素であり、その他の全てのSDGsの成功への鍵として、ESDはSDGsの達成の不可欠な実施手段である」（文部科学省、2019）と決議された。ESDを通じて人材育成をしていくことがSDGs17のすべての目標を達成することへの貢献にもなり、またSDGsについて学び当事者意識を育むことが地球市民教育へともつながる（及川、2021；坂本、2021）。

ESD と英語教育

de la Fuente (2022) は ESD と外国語教育について、この2つは相性がいいものだと主張している。ESD は学習者中心のアプローチをとり、地域レベルや地球規模の問題を取り扱うが、その中で必要な問題解決力や交渉能力は、学習者にとって不可欠なコミュニケーション能力となる。そのコミュニケーション能力を養うことを目的とする外国語教育は、まさに ESD と両立可能である。de la Fuente は編著で外国語教育に ESD を取り入れた取り組みとして 12 の事例を紹介している。例えば、スペイン語初級や上級クラス、フランス語、ドイツ語等のクラスで環境問題や気候危機、移民問題などのテーマについて学ぶカリキュラムおよび教材が開発されている。

日本では、CLIL (Content and Language Integrated Learning : 内容言語統合型学習) のアプローチをとって SDGs を大学で教える事例が紹介されている。今井 (2021) は 2 年次必修英語科目「グローバル市民のための英語 (English for Global Citizenship; EGC)」での一つのモジュールとして SDGs を導入した。幸田 (2020) もまた 2 年次必修英語科目において SDGs について学び、将来教員となる教育学部の学生と地球的規模の課題を学ぶことの意義を強調している。また、CLIL のアプローチで SDGs を教える教材も開発されている (笹島 他、2022a ; 2022b)。CLIL は、習得を目的とした言語の学習と何かのトピックや教科の内容を学習することを統合した教育アプローチのことである (笹島、2020)。笹島 (2020) によると CLIL の学習理論は 4 つの C (Content, Cognition, Communication, Culture) (Coyle, 1999) を基本として考えることが重要とし、さらなる特徴として以下の 4 つに集約されるとしている。1) ヴィゴツキーが述べる Zone of Proximal Development (最近接領域) の考えに基づくスキャフォールディング (学習者が学ぶ際の適切な支援) を提供すること、2) ブルームの教育目標の分類に留意して学習活動を考えること、3) 言語の三点セット (学習の言語、学習を行うための言語、学習の中で培われる言語) を意識すること、4) 統合学習としての CLIL の目標 (テーマなどの内容の学習、言語の学習、学習スキル) を常に考えること。CLIL は CEFR の推進とともに 1990 年代にヨーロッパで政策的に始まったが、日本で導入する際には日本の英語教育の環境を踏まえた形で CLIL のアプローチを導入することを笹島 (2020) は推奨している。例えば CLIL では

習得を目的とする英語を主に使用言語することが望ましいが、母語の日本語の使用を制限するわけではなく、トランスランゲージング（translanguaging 言語を交差して使用すること）を自然な行為としてとらえている。CLIL ではトピックを統合的に学ぶことに重点を置くので、言語を日本語と英語と分けて考えるのではなく、場面や状況に応じて両言語を効果的に自然に使用することで実践的な学びとなると考える。

本ゼミナールでの取り組み

ここでは2021年度にSDGsをテーマに行ったゼミナールでの学びを紹介する。英語で「SDGsとビジネスを学ぶ」というテーマで1年間16名のゼミ生と学んだ。春学期ではSDGsの概要と3つのゴールに焦点を絞り、ディスカッションとプレゼンテーションを中心に進めていった。秋学期には各ゼミ生が自分の興味のある社会問題について探求し、英語で論文を執筆することに挑戦した。また、2021年度は新型コロナウイルス感染予防のためほとんどの授業をオンラインで実施した。

春学期、1週目にゼミ生の紹介や役割決めを行ったあと、2週目に「地球市民とはなにか」をテーマに研鑽した。本学の創立者池田大作先生が1996年にアメリカのコロンビア大学ティーチャーズカレッジで行った『『地球市民』教育への一考察』の講演（創価女子短期大学「創立の精神を学ぶ」編集委員会、2016）の英語訳（Soka Gakkai, 2021）を読み、ディスカッションを行った。池田先生が提唱した地球市民の3つの要件「智慧」「勇気」「慈悲」について学び、国連と連動して各教育機関のカリキュラムに盛り込まれるべきとした4つの地球的課題「平和教育」「環境教育」「開発教育」「人権教育」が今日のSDGsと地球市民教育につながっていることを確認した。3週目はSDGsとESD投資についての基礎知識を、ディスカッションを交えながら英語で確認した。4～7週目についてはGoal 5のGender Equality（ジェンダー平等を実現しよう）について学習した。4週目はまずGoal 5の9つのターゲットを英語で読み、内容を確認したうえで私たちの身近なところではどのようなジェンダーの問題があるか英語でディスカッションした。国会議員や会社役員に女性が少ないこと、女性の家事の負担が大きいことなどが挙げられた。5週目には、3つの課題から興味のある課題を選

び、グループでその課題について調べて英語で発表した。3つの課題は「Me too 運動」「緊急避妊ピル」「東京五輪組織委員会の森会長の女性蔑視発言問題」と当時話題になっていた問題を取り上げた。6、7週目は Goal 5 について取り組みを行っている企業を調べ、英語でプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションでは資生堂や JAL などの取り組みについて発表があった。次いで8～11週目については Goal 12 の Responsible Consumption and Production (つくる責任 つかう責任) について学習した。8週目は Goal 12 の 11 のターゲットを英語で読み、内容を確認した。そして、私たちの“つくる責任 つかう責任”がどのように発展途上国へ影響するかについて英語でディスカッションを行った。また、自分たちの身近にできること、どのようにすれば各ターゲットを達成できるかなどグループで話し合った。9週目には3つの課題(「フードロス」「プラスチックごみ」「ファストファッション」)について自分の興味のあるトピックを選び、グループに分かれて調べて英語で発表した。10、11週目は Goal 12 について取り組みを行っている企業をグループで調べ、英語でプレゼンテーションを行った。ここではサントリーやユニクロなどの取り組みが紹介された。12週目には Goal 7 の Affordable and Clean Energy (エネルギーをみんなに そしてクリーンに) について学習した。Goal 7 の5つのターゲットを英語で読み、内容を確認したあと、英語でディスカッションを行った。「私たちのエネルギー使用が発展途上国にどのように影響があるか」「カーボンニュートラルを実現するために私たちに何ができるか」「原子力発電は日本に必要なかどうか」をテーマにさまざまな意見がかわされた。最終プロジェクトとして、自分たちでビジネスを考え発表を行った。グループでオリジナルのビジネス案を考え、SDGs に貢献する事業案を英語で発表した。Goal 12 に貢献する案として古着を販売するカフェを開くという案や、Goal 4 に貢献する案として就職支援までサポートする学習塾を運営する案が発表された。学期中すべてのプレゼンテーションは英語で行われた。質疑応答も英語で行うよう促したが、すべて英語で行うのは質問する側も答える側も難しく、トランスランゲージング(translanguaging) がたびたび見られた。

春学期の最終週からは10月の大学祭に向けて展示の準備を開始した。大学祭は対面とオンラインのハイブリッドで開催されるとのことで、話し合い

の結果、SDGsを啓発する動画を作成することに決まった。テレビ番組を模したわかりやすい情報を届けられるような動画にしようというアイデアのもと、5つのグループに分かれてそれぞれのセクションを担当することになった。1つ目のセクションではSDGsの概要を説明し、2つ目のセクションではGoal 5のジェンダー平等の問題を紹介、3つ目のセクションではGoal 12のフードロス問題を取り上げ、主婦とレストランにインタビューするという形で取り組みを紹介した。4つ目のセクションでは気象情報と関連させてGoal 11（住み続けられるまちづくりを）を紹介した。5つ目のセクションでは、これまで紹介した3つのゴールをもとにクイズを出題した。約17分の動画にまとめ、すべて英語でアナウンスを入れ、日本語字幕を挿入した。10月に行われた大学祭では教室で動画を再生し、多くの人々が来訪した。「SDGsをすごく身近に感じることができるとても素晴らしい動画でした」「SDGsを学ぶことで地球のさまざまな問題を少しでも変えられると思いました」などという感想が寄せられた。

大学祭終了後の秋学期10週間は、ゼミ論文の執筆に取り組んだ。各人が興味のあるSDGsに関連する社会問題を取り上げ、英語で執筆に挑戦した。英語で論文を書いたことのない学生がほとんどだったため、トピックセンテンスなどパラグラフライティングの基本から、ボディパラグラフなどエッセイライティングの構造、リサーチの方法や文献の引用方法などを日本語で指導した。章立ては「序論」「問題の現状」「問題の原因」「問題への取り組み」「提案」「結論」と統一し、各個人で取り組んだ。特に「問題の現状」と「原因」の章を書くためのリサーチに苦勞する学生が多かったため、9週目と10週目には中間報告として個人プレゼンを日本語で行い、内容に関してお互いにアドバイスした。14週目と15週目には最終プレゼンテーションとして、ゼミ論文の概要をすべて英語で発表し、英語と日本語で質疑応答を行った。テーマはフードロス問題やジェンダー問題、海洋ゴミ問題などそれぞれの興味のあるテーマを深め、問題の現状と原因を踏まえ企業の取り組みなどを調べ、自らの提案をまとめることができた。

学生の反応

秋学期の末に実施したアンケートでは以下のようなコメントが得られた。このゼミを通して、SDGsに関する理解が深まったという意見が多く見られた。

私はゼミでSDGsを学び、自ら追求するようになって私生活でもSDGsを意識するようになりました。その結果、日常生活でたくさんの気づきを得られ持続可能にしていくためにはどうすればいいかなど考えるようにもなりました。(中略) 新たな気づきや探究心が芽生えゼミのおかげで多角的な視点や考察力などを得ることができました。

SDGsについて、今までは特に問題意識はしていたが、具体的にどんなことをしていいかわからなかったが、このゼミに入ってどのような行動をすべきかを学ぶことができました。小さいことだが、未来にとって大きなことだと知ることができました。

ゼミが始まるまでは、抽象的にしかSDGsについて知りませんでした。ゼミを通して、特に関心のある開発目標について時間をかけてじっくり調べることができ、小さなことでも個人でやれることはたくさんあるのだと思いました。

1年間このゼミでSDGsについて学んでみて、これまでの自分の環境問題に対する知識が浅かったなと感じました。(中略) とても規模が大きい話ではありましたが、真剣に考えられるいい機会でした。

また、企業の取り組みを知ることによって就職活動に役立ったという声もあった。

企業でも取り組みをしていることをしり、就職活動で企業を見る際にも役に立ちました。このゼミに入って学ばなかったら、SDGsという言葉だけしか知ることが出来ずに卒業していたのだと思います。そう思うと、

このゼミでの時間はこれから生きていく上で、必要な知識を学ぶための大切な時間だったと感じます。

ゴールについて事例研究をすることで、企業の取り組みを知り、現状を理解した上で今私たちには何ができるのか考察することができました。

さらに、グループワークを通して学んだことが多かったという意見も見られた。

このゼミに入って、SDGsの3つのゴールについて友達と学び、プレゼンで発表する機会があり、よりSDGsに興味を持つことができました。最初は、どのようにプレゼン資料を作成したらより伝わりやすいか悩みました。ですが、友達の発表を聞き、画像を添付したり、フォントを変えて見やすい資料を作成することを心がけるようになりました。

特にグループワークでは、全く接点のない子と関わることができ、また互いに今の悩みや世間話までする関係性にまでなれて色々な意味で、よかったなと思います。

白鳥祭でのニュース番組制作は、とても楽しかったです。仲間と一緒に一つのを完成させる快感や喜びを感じることができました。

英語で学ぶ機会については以下のようなコメントがあった。

卒論は、17のゴールの中からどのテーマで書くか悩みました。(中略)様々な取り組みを知ることで、一人の人間として、目の前にある小さなことから行動する重要性を深く理解することができました。このゼミに入らなければ英語に触れることもなかったので、英語に関わる機会があってとてもよかったです。将来、英語で卒論を書いたことを自慢したいなと思いました。

考察

SDGsについて高校までにも聞いたことがあり、また短大1年次にも少し学習したが、ゼミでディスカッション等を通してより深く知ることができ、自分たちができることはなにかを考えるきっかけとなったという声が多く聞かれた。さらにゼミ論文で自分が興味のあるテーマを深く掘り下げ、調査をもとに自分たちにできることを提案したことにより、より深くSDGs達成に向けて考えを巡らせることができたようである。また、SDGs達成に向けての取り組みを行っている企業について調査し発表したことは、就職活動に役に立ったとの声もあった。企業を調べる際にSDGsの取り組みを行っているかが企業選びの基準になったり、就職面接等でゼミにおいてSDGsについて学んでいることがアピールになったりしたという声もあった。英語についてのコメントは少なかったが、ディスカッションやプレゼンテーション、またゼミ論文を英語で書いたことはゼミ生にとって大きな挑戦であり、自信になったと思う。また、ゼミ生間の学びや絆について書いているコメントも見られた。グループでのディスカッションを通して、自分では思いつかなかった視点を他の学生から学んだり、プレゼンテーションの方法が参考になったりしたというコメントがあった。また、グループでプレゼンテーションを準備したり、大学祭に向けて動画を作成したりする過程で、お互いに励ましあい、絆が深まったという。その絆で、ゼミ論文を作成する際に励まし合ったり、進路等で悩んだときに相談できる関係性ができたりしたとのコメントがあった。コロナ禍でほとんどの授業をオンラインで実施し、懇親会やゼミ合宿等行えない一年間であったが、ゼミのグループ活動でこうした絆を築いてくれたというのはうれしい発見だった。

アンケートのコメントを見ると、英語力の向上について言及している学生はほとんどいなかった。SDGsという内容を学ぶことに重点を置き、特にディスカッションやプレゼンテーションの質疑応答の際などは英語の間違ひに関してはあまり指摘しなかった。今後英語力の向上にいかに関与できるかが課題になる。CLILについてさらに研究し、コンテンツを学ぶことを充実させながらいかに英語力も向上していくか方法を模索していきたい。

まとめ

本稿では持続可能な開発のための教育と SDGs、そして世界市民教育について紹介した。また、持続可能な開発のための教育と英語教育の両立、CLILの可能性について述べた。それを踏まえ、筆者が担当するゼミナールでの取り組みとして、1年を通してSDGsを英語で学んだ様子を紹介した。学生のコメントからはSDGsをより深く学ぶことができ自分のできることを考えるようになったという声があった。しかし英語力の向上の実感は乏しかったようなので、今後の課題としたい。

参考文献

- 池田満之 (2017) 「ESD とは何か」『持続可能な開発のための教育 (ESD) の理論と実践 (第3版)』ミネルヴァ書房
- 池田満之 (2020) 「ESD・SDGsに関する動向・政策の流れ」『ESDがグローバル社会の未来を拓く—SDGsの実現を目指して』ミネルヴァ書房
- 今井純子 (2021) 「「グローバル市民のための英語」を振り返る—カリキュラムの黎明・創成から発展を目指して」『順天堂グローバル教養論集』第6巻 pp.117-126.
- 及川幸彦 (2021) 「SDGs / ESD とは」『理論と実践でわかる! SDGs / ESD—持続可能な社会を目指すユネスコスクールの取り組み』明治図書
- 幸田美沙 (2020) 「学生と日本社会、世界をつなぐ学び: 大学2年生必修科目におけるSDGsを通した学び」『樟蔭学園英語教育センターフォーラム』第9号 pp.17-24.
- 国際連合広報センター HP (2022) 「『持続可能な開発目標 (SDGs) 報告 2022』発表に関するプレスリリース (2022年7月7日付・日本語訳)」
https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/44515/
- 小林亮 (2014) 『ユネスコスクール—地球市民教育の理念の実践』明石書店
- 小林亮 (2018) 「高等教育における地球市民教育 (GCED) および持続可能な開発のための教育 (ESD) の課題と可能性について」『学士課程教育機構研究誌』第7号 pp.47-73.
- 坂本旬 (2021) 「SDGsのための教育」『地域と世界をつなぐSDGsの教育学』法政大学出版社
- 笹島茂 (2020) 『教育としてのCLIL』三修社
- 笹島茂、小島さつき、安部由紀子、佐藤元樹、Barry Kavanagh、工藤泰三 (2022a) 『CLIL英語で考えるSDGs—持続可能な開発目標』第8版 三修社
- 笹島茂、高木由香里、工藤泰三、佐藤真久、Larry Joe、Curtis M. Revis Seubert

- (2022b) 『CLIL 英語で学ぶ SDGs の基礎』 三修社
- 創価女子短期大学「創立の精神を学ぶ」編纂委員会 (2016) 『創立の精神を学ぶ－創価女子短期大学編』 創価大学
- 文部科学省 HP (2019) 「「持続可能な開発のための教育：SDGs 達成に向けて (ESD for 2030)」について～第 74 回国連総会における決議採択～」
https://www.mext.go.jp/unesco/001/2019/1421939_00001.htm
- Coyle, D. (1999). Theory and planning for effective classrooms: Supporting students in Content and Language Integrated Learning contexts. In J. Masih (Ed.), *Learning through a foreign language*. 46-62. CILT.
- de la Fuente, M. J. (2022). (Ed.) *Education for sustainable development in foreign language learning: Content-based instruction in college-level curricula*. Routledge.
- Soka Gakkai. (2021). Thoughts on Education for Global Citizenship (Teachers College, 1996). Daisaku Ikeda.org.
<https://www.daisakuikeda.org/sub/resources/works/lect/lect-08.html>

SDGsと地球システム法

Earth System Law for Sustainable Development Goals

青野 健作

1. はじめに

2021年10月、真鍋淑郎氏（米国プリンストン大学）がノーベル物理学賞を受賞した。受賞理由は「複雑系である地球気候システムのモデル化による地球温暖化予測」とされている。同氏は1960年代に大気・海洋を結合した物質の循環モデルを提唱した。その研究業績は現代の気候研究の基礎となり、1992年の気候変動枠組条約、1997年の京都議定書、そして2015年のパリ協定にも大きな影響を与えたとされている。同氏の研究を通じて、人間の活動が活発になるにつれて大量に放出された温室効果ガスが地球温暖化に繋がるという世界の常識が創り上げられた。特筆すべきは、地球科学に関する研究が「ノーベル物理学賞」を受賞したという点である。ノーベル賞に地球科学賞はなく、「分野の壁を越えた受賞」であり、同研究がいかに重要な研究であったかを示す証左ともなった。

真鍋氏は、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第1次報告書の執筆責任者としても名を連ねている。1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立されたIPCCは、地球規模で起こる環境の変化を科学的に解明し、約5年ごとに刊行する「評価報告書」は、地球規模での環境変化に関して、世界で最も権威ある報告書の一つとすることができるほど信用性が高い。IPCCは1990年に第1次報告書を刊行して以来、人

間の活動が地球温暖化の原因になるかという観点の分析を行ってきた。これまで、具体的には、「識別可能な人為的影響が地球全体の気候に現れていることが示唆される（1995年第2次報告書）」¹、「最近50年に観測された温暖化のほとんどは、人間活動に起因するものである（2001年第3次報告書）」²、「地上気温の極端な現象は、人為起源の放射強制力に影響されている可能性が高い（2007年第4次報告書）」³、「1951年から2010年の世界平均地上気温に観測された上昇の半分以上は、人間活動が引き起こした可能性が極めて高い（2013年第5次報告書）」⁴とあるように、人間の活動が地球温暖化の原因になる可能性について分析している。そして、2021年の第6次報告書では「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」⁵と報告されており、人間の活動が地球温暖化の原因であることを示していることが分かる。IPCCは、「人為起源の気候変化に関する広範な知見を集積・普及させ、またそのような変化に対応するために必要な政策にとっての基盤を構築した努力」が評価され、2007年にノーベル平和賞を受賞している。気候変動に関する政府間パネルの取り組みが「ノーベル平和賞」を受賞したことは、同研究がいかに重要な研究であることを示している。

そして、2002年、ノーベル化学賞受賞者であるパウル・クルツェン氏が、『Nature』誌において「人類の地質学（Geology of mankind）」という論文を公表し、「人新世（Anthropocene）」という新たな地質時代区分を提唱した⁶。これは、人類が地球の地質や生態系に多大な影響を与える時代が到来したことを示唆しており、過去1万1,500年前に始まったとされる地質時代「完新世（Holocene）」とは異なった新たな時代の到来を主張するものである。さらに、「人新世」を支える仮説として、2004年に地球圏・生物圏国際共同研究計画（IGBP）より「グレート・アクセラレーション（Great Acceleration）」が提示された⁷。これは、地球上の社会経済システム（人口、実質GDP、海外直接投資、都市人口、一次エネルギーの使用、化学肥料の使用、巨大ダム、水利用、製紙、交通、遠隔通信、海外旅行）と地球システム（二酸化炭素、窒素酸化物、メタン、成層圏オゾン、地球の表面温度、海洋酸性化、漁獲量、エビ養殖、沿岸窒素の増加、熱帯雨林の喪失、人間による土地利用の増大、陸域生物圏の劣化）の各12の指標を分析し、過去60年

間で各指標の数値がこれまでに例を見ないほど「大加速」していることを「事実」として明らかにしたものである。また、2009年に、スウェーデンの環境学者、ヨハン・ロックストローム氏を中心に、地球システムを9つの指標から捉え、科学データに基づいてその限界を超えたのか否かを指標化する「地球の限界 (Planetary boundaries)」が提唱され⁸、2014年にそのデータが更新されている⁹。このように、人類の活動という社会科学的な要素と、地球のシステムという自然科学的要素が相互に関連し合った研究が進み、(人類も含めて)地球を単一のシステムとする考え方が問われるようになったのである。

このような背景において、人類の英知の結晶により、人類の活動が地球に対して多大なる影響を与えており、人類も地球のシステムの一部とする新たなパラダイムが生まれ、地球を単一のシステムと捉える「地球システム科学」の研究が醸成されてきた。そして、「人新世」という概念の普及により、「地球システム」への科学的な検証が進むにつれ、地球全体をどのように統治していくべきかという「地球システムガバナンス」という考えが生まれ、新たなガバナンスを構成する機能として、「地球システム法」という分野が研究されつつある。筆者はこれまで、拙稿「SDGsと国際法」(2021年)¹⁰及び「人新世と国際法」(2022年)¹¹において、人新世という新たなパラダイムに対するSDGs及び国際法の意義について検討を行ってきた。その中で、「地球システム法」という新たな研究領域に着目してきた。本稿では、それらを踏まえて、「地球システム法」に関して更なる検討を行うものである。

2015年に持続可能な開発目標 (SDGs) が策定され、目標の期限とされる2030年までカウントダウンに入っている。今後は、ポストSDGsの議論が活発化されることが予想されるが、地球を単一のシステムとみなす考え方がSDGsとどのように関連しているのか。そして、地球システム法とSDGsの関係から、今後のグローバル・ガバナンス及び次世代の国際法への系譜として読み取ることができるのか。本稿ではこのような問題意識を含みながら、「地球システム法」についての分析を行いつつ、SDGsとの関連についても考察を行っていく。

2. 地球システム法

(1) 問題の所在

地球システム法はどのようにして研究されるようになったのか。本章では、このような問題意識に基づいて、2つの視点から地球システム法に関する検討・分析を行うこととする。1つ目は、地球システム法が学問的にどのような背景に基づいて生成されるようになったのかという視点である。これは、自然科学の領域において「地球システム科学」が学問として研究されるようになったことに起因する。その上で、地球システムという自然科学が「人類の活動」に起因していることと関連して、社会科学との関係も無視することができなくなった。従来、国際社会で「国際レジーム」という形で発展していたガバナンスにおいても、グローバルな視点で捉えるべき問題が増え、国家を前提とした枠組みでの対応に限界が生じたこともあり、新たなパラダイムが求められていた。このような視点から地球システムガバナンスという考えが生まれ、その中で国際法（特に、国際環境法）の果たすべき役割についても検討が加えられ、その意義と限界が検討される中で地球システム法という新たな学問領域が誕生したのである。

2つ目は、誰がどのようにして地球システム法を研究するようになったかという視点である。これに関して、上述した背景とも関連するのだが、2015年に活動を開始した Future Earth の Global Research Project の一つである Earth System Governance というプロジェクトの中のタスクフォースの一つとして、2017年9月に立ち上げられたのが「Task Force on Earth System Law」であり、同タスクフォースで中心的な役割を担っているのが、Louis J. Kotzé 教授（ノースウェスト大学）と Rakhyun E. Kim 准教授（ユトレヒト大学）である。この両者の研究業績を紐解くと、どのようにして地球システム法が深化していったのかを理解することができる。つまり、地球システム科学への研究が進むにつれて、それに合わせるかのように地球システムガバナンスの研究も深まっていったのである。その中で、地球システム法という学問領域が新たに生成されたという経緯がある。いずれも核となるのは「人新世」という概念に連なるものである。この「地球システム科学→地球システムガバナンス→地球システム法」という流れを踏まえた上で、地球システ

ム法で何が分析されているのかを解明していくこととする。

(2)「地球システム法」に至るまで

地球システム法が研究分野として確立されるに至った背景の一つに、Future Earth の設立が挙げられる。20 世紀中ごろより、歴史上類をみない人口増加の時代となった。人口増加と共に人類の活動が経済成長及び工業化を伴って益々活発になり、地球環境に大きな影響を与えていることが徐々に危惧されるようになった。そのような課題を抱える中、国際社会でも、1972 年の国連人間環境会議（ストックホルム会議）以降、約 10 年ごとに国連主催の会議が開催されてきたのは周知の通りである。そして、「環境と開発」が国際的にも大きな社会課題として挙げられる中、国連等の支援を受けて 4 つの大型国際共同研究プロジェクトが設立された。具体的には、1980 年「世界気候研究計画（WCRP）」、1987 年「地球圏・生物圏国際共同研究プログラム（IGBP）」、1990 年には、環境と人間の関係を研究する「地球環境変化の人間の側面に関する国際研究プログラム（IHDP）」、そして、1991 年に設立された「生物多様性国際共同研究プログラム（DIVERSITAS）」である。これら 4 つの研究プロジェクトは、それぞれ独自の観点で、人間の活動がどのように地球環境と関連しているのかを解明しており、総称して「GEC プログラムズ（Global Environmental Change Programmes）」と呼称されるようになった。この GEC プログラムズが 2012 年に Future Earth プログラムとして統合されたのである¹²。その結果、「地球システム科学」と呼ばれる学問分野が生まれ、人間の活動も含め地球を単一のシステムとして捉える視点で地球規模の研究が進められることとなったのである。地球システム科学とは、地球を一つのシステムとみなし、それがさらに大気圏、水圏、岩石圏、生物圏といったサブシステムで構成されるとして、それらの相互作用（物質・エネルギー循環等）を明らかにする学問である。特に、2004 年に IGBP が出版した「グローバル変動と地球システム—逼迫する惑星地球」という研究成果では、上述した通り、「グレート・アクセラレーション（Great Acceleration）」という仮説が提示されるに至っている¹³。

ガバナンスの観点では、2009 年に IHDP が「地球システムガバナンスプ

プロジェクトの科学および実施計画」を公表している¹⁴。既に、サステナビリティ・ガバナンス研究の第一人者でもある Frank Biermann 教授が、社会科学の理論として「地球システムガバナンス」の概念を提唱しており、そこでは、地球システムガバナンスは地球システム分析とガバナンス理論といった2つの学術領域のインターフェイスとして理解されていた¹⁵。同教授の論考にも影響を受ける形で、IHDPの実施計画では、人間の活動によって地球上の生物地球科学システムのほとんどすべてが何らかの影響を受けている「地球システムの変容」という新しい課題に対して、従来の環境政策とは異なった新たな視座を提供するガバナンスについて言及している。具体的には、地球システムガバナンスを以下のように定義している。

「持続可能な開発という規範的な文脈の範囲内で、世界的及び地域的な環境変動（特に地球システム変容）の防止と緩和、そうした環境変動への適応に向けて社会を導くために設けられた、公式及び非公式の規則、規則制定システム、アクターネットワークが人間社会の全てのレベル（地方から世界まで）において互いに関連し、統合化されつつあるシステム」¹⁶

この定義からも分かる通り、地球システム科学という広範な学問に対して、社会科学的な地球システムガバナンスを関連付けて学際的な研究を行うことは非常に困難を伴うため、とても野心的な取り組みであるということが出来るだろう。同実施計画では、地球システムガバナンスを分析する上で、5つの問題（5つのA：Architecture, Agency, Adaptiveness, Accountability, Allocation & Access）について言及している。本稿では詳細は論じないが、例えば、地球システムガバナンスをいかにして設計（Architecture）していくのかという問題、そして誰が地球システムガバナンスを行うのかというエージェンシー（Agency）の問題、（誰のため・誰が利益を得て・何に対して・どのような副作用があるかというような）地球環境の変化に適応（Adaptiveness）することに関連する問題、地球システムガバナンスの説明責任（Accountability）と正当性の根拠は何かという問題、地球資源の配分やアクセス（Allocation & Access）に関する問題などが挙げられる。このよう

な地球システムガバナンスの課題に対して、国際法が果たす役割についても言及されている。特に、地球システムガバナンスの「設計」の問題に関しては、多くの国際レジームが乱立している現状で、国際法学者にとっても重大な研究課題となる旨が指摘されているのである¹⁷。

なお、IHDPは2014年に終了し、2015年にFuture Earthのコアプロジェクトとなり、現在、Earth System Governanceという新プロジェクト名称で研究が行われている。そして、同プロジェクトの下で、2018年に新たに「地球システムガバナンスプロジェクトの科学および実施計画」を改訂・公表している¹⁸。同実施計画には、2009年に公表された実施計画とは異なって「国際法」に関する直接的な言及はないが、地球システムガバナンスの研究を更に深化させ、新たな研究枠組み（リサーチ・フレームワーク）を提供している。ここでは概略の説明に留めるが、同実施計画では、地球システムに関する「変革・不平等・人新世・多様性」という4つの現状の条件に対して、5つの研究上のレンズ（リサーチ・レンズ）から分析を行っている。5つのリサーチ・レンズとは、「設計・エージェンシー」「民主化・権力」「正義・配分」「期待・想像」「適応性・再帰性」である。例えば、どの条件に基づいて変革が民主化されるのかという問題や、どのようにして人新世という枠組みが正義と配分を再概念化するのかというような問題を提起しているのである。こうして広範な地球システム科学及びガバナンスに対して、法的規範が重要なツールとして役割を果たすことが考えられる。ここに、地球システム法研究の意義と必要性が生まれるのである。

(3) 地球システム法の誕生

上述の通り、地球システム科学という学問の誕生に伴い、地球システムガバナンスという研究分野の深化が進んでいることの概略を示した。具体的には、「人間の活動が地球環境に大きな影響を及ぼす」という人新世のコアな概念が発展・進化し、これからの地球をどのようにして守っていくべきなのかという観点から検討が行われていることが分かる。また、人新世という概念を支える「グレート・アクセラレーション」の各指標も「地球の限界」で提示された科学的データも人間の活動が地球規模に影響を及ぼしていること

を示唆するとともに、環境と人間を切り離したり、社会科学と自然科学を別物に扱ったり、国家を中心とした国際レジームによる統治のような従来のパラダイムに対して、大いなる変革をもたらそうとしている。こうして、従来の完新世に生成された国際環境法も人新世という概念を前にしてしまうと様々な点で限界が生じるのではないか、新たなパラダイムが求められるのではないかという疑問が生じるのも想像に難くないだろう。

このような流れを受けて、「地球システム法」という概念が初出されたのは、2014年に公表された、Rakhyun E. Kim 准教授と Brendan Mackey 教授（グリフィス大学）との共著論文「International Environmental Law as a Complex Adaptive System」においてである¹⁹。その前年の2013年に、Kim 准教授は Klaus Bosselmann 教授（オークランド大学）との共著論文「International Environmental Law in the Anthropocene: Towards a Purposive System of Multilateral Environmental Agreement」の中で、現代の国際環境法の問題点（限界）を指摘している。具体的には、1,400を超える多国間環境協定（MEAs：Multilateral Environmental Agreements）に関して²⁰、相互に抵触や齟齬が生じる可能性があり、国際環境法が断片化している問題点を危惧している。そして、MEAsが増加することにより、ある環境問題への対応が他の環境問題を誘発してしまう「Problem-shifting」への対応ができていない点や、国際環境法には包括的なゴールや「根本規範（Grundnorm）」が欠如しており、自己完結的な法分野が断片的に増えており、水平方向の調整に限界が生じてしまう点、「地球の限界」という地球規模で考えなければならない課題に対して現代の国際環境法は対応できていないなどの問題を指摘しつつ、新たなパラダイムが必要である旨の警鐘を鳴らしていた²¹。そのような中で、2014年のKim 准教授と Mackey 教授との共著論文では、地球の複雑な適応システムに対して、現代の国際環境法が対応できるのかという視点から次のように指摘する。すなわち、地球システムは自然発生的に出現し、複雑な相互作用を含んでいるものの、国際環境法（国際条約）はその場しのぎのアプローチに徹し、自己完結的な条約が増殖し、国際環境法が断片化するという問題点を示唆している。そして、このような問題に対応するために、「人新世」に適した次世代国際環境法システムの必要性を説き、暫定

的な名称として「地球システム法」と名付けたのである²²。但し、同論文の中では、地球システム法の具体的な内容について詳細に論じるものではなかった。その後、2015年に公表された、Kim 准教授と Bosselmann 教授による共著論文「Operationalizing Sustainable Development: Ecological Integrity as a Grundnorm of International Law」において、国際環境法の究極の目的、根本規範（Grundnorm）の必要性を説きつつ、長期的に地球の「生態系の健全性（Ecological Integrity）」と持続可能性を確保する必要性を説明している²³。そして、国際法の根本規範として、地球の生命維持システムを維持していくための制度設計を提案した上で、地球システム法を「次世代国際環境法の中核」と位置付けているのである²⁴。後に Kim 准教授は、Earth System Governance プロジェクトの中で2017年に発足した「Taskforce on Earth System Law」の主要メンバーになるのだが、同じく主要メンバーの一員である Louis J. Kotzé 教授（ノースウェスト大学）も2018年の論文「A critique of the Global Pact for the environment: a stillborn initiative or the foundation for *Lex Anthropocenae*?»の中で、同年5月に採択された世界環境憲章に対する批評を行っており、地球システムという新たなパラダイムに対応するために、「人新世法（*Lex Anthropocenae*）」を提案している²⁵。具体的には、「地球の限界」、「地球システムガバナンス」、「人新世」という視点を認識した上で、地球全体に根差し、地球全体に焦点を当てた新たなタイプの法を示唆しつつ、生態学上の法の支配や地球規模の民主主義、地球規模の生態学上の市民権などを促進するものとして、地球上の様々な問題を統合するシステムアプローチを提示している。そして、「人新世法（*Lex Anthropocenae*）」と「地球システム法」を同じ文脈で検討しており²⁶、抽象的であるとは認めつつも「地球のためのグローバル協定（Global Pact for the Earth）」という新たなタイプの協定を提示している²⁷。

このような流れの中で、2019年、Kotzé 教授と Kim 准教授による共著論文「Earth system law: The juridical dimensions of earth system governance」が公表されるに至ったのである²⁸。同論文では、従来の国際環境法は、国境を越えた環境問題に対して、国家主権に基づく人間中心の規制である点を指摘しつつ、人新世という新たなパラダイムでは地球システムへの対応が難し

いという懸念点を示している。そこでは、既存の国際環境法への懸念に比重を置いていたこれまでの論考とは一線を画しており、積極的に地球システム法の輪郭を作っていくとする意図を読み取ることができる。具体的には、国際環境法から惑星地球法に至るまで9つの異なる発展段階をカテゴライズすることで、地球システム法の概念的な枠組みを提示している。例えば、国家主権に基づく国際法を軸に考えると、「国際環境法→国際生態法→国際地球法」へと、国家主権に基づく規律が、環境・生態系・地球をカバーするというように分類している。同様に、国家及び非国家主体が関与するグローバル法を軸に、環境・生態系・地球をカバーする法領域を特定し、最終的に、地球の視点から見た惑星法 (Planetary law) をベースに環境・生態系・地球を保護していく法体系を特定している。この9つのカテゴリーの中で、特に惑星 (地球) という観点からみた、全ての生物のためのガバナンスに関する地球中心の法律が、最も強力な形態としての地球システム法に該当することを示している。なお、Kotzé 教授は、その後の2つの論考でも「人新世における地球システム法」について検討を重ねている。具体的には、地球システムの特徴として、「包括性 (人間も地球システムの一部として包括的に捉えること)」、「相互依存性 (ローカルからグローバルに至るまでの空間、世代を超えた時間、種族同士の関係、及びそれらの伴うグローバルな機能において相互に依存関係にあること)」、「複雑性 (人新世を引き起こす社会、政治、経済、文化及び生態学的な諸要因が複雑に関連し合っていること)」を指摘した上で、現代国際環境法に代わる、新たな地球システム中心の法的パラダイムを精緻化していく必要性を指摘している²⁹。その上で、現代国際環境法と人新世の複雑な地球システムとのギャップを埋めるべく、複雑な地球システム (循環、ダイナミズム、不確実、非還元、相互依存、予測不可能など) に対して、学際的な研究に取り組む必要性やシステム思考を中心に環境法を再構成し、人間を環境と切り離すのではなく地球システムの一部としていく考えを提示している³⁰。

こうして、「人新世」及び「地球の限界」という問題に対して、地球システム科学・地球システムガバナンスという学問の発展に伴いつつ、現代国際環境法では対応しきれないのではないかという疑問の下で、新たなパラ

ダイムとして地球システム法が分析・研究されるようになったのである。その研究の中心的なプラットフォームとして、上述した通り、Future Earthが有する19のプロジェクトの内の一つであるEarth System Governanceが抱える9つのタスクフォースの一つとして立ち上がった「Task Force on Earth System Law」において、主に地球システム法が研究されるに至ったのである。

(4) 「地球システム法」とは？

このように地球システム法の研究が深化していく中で、ようやく地球システム法が定義されることとなる。2020年に公表された、Kotzé教授とKim准教授による共著論文「Planetary boundaries at the intersection of the Earth System Law」では、地球システム科学（自然科学）の研究で提示された「地球の限界」に対して、ガバナンス（社会科学）の観点から、どのようにして制度化や民主化などを行っていくべきかという視座が含まれている。そして、「地球の限界」に対するガバナンスを検討する上で、法律が重要な役割を担う点を強調している。その上で、同論文では、地球システム法について、以下の通り、暫定的な定義を置いている。

「地球システム法とは、人新世が生まれた地球の背景、及び人新世が把握した社会生態学的危機に根差した、革新的な法的虚構（legal imaginary）である。地球システム法は、地球システムの機能的・空間的・時間的な複雑性と整合し、対応するものである。すなわち、地球システム法は、地球システムが現在機能しているアナログでない状態から生じる、複数の地球システム科学と社会科学に基づくガバナンスの課題に対応する。」³¹

同論文では、地球システム法は発展途上の研究分野であることを自ら認めており、その後の研究においても、理論的な課題³²から実務的な問題³³まで様々な課題が指摘されている。例えば、①非常に複雑な地球システム自体をどのようにしてモデル化した法体系に設計することができるか³⁴、②地球システム科学が世界的にも正当な学問として認識されることができるか³⁵、③「地球の正義（Planetary justice）」（例えば、貧困、現在と将来の

世代間格差、人間と人間以外の生物との関係など)について政治では解決できない課題をどのように考えていくべきなのか³⁶、④人新世の「未来」をどのように法制度化していくのか³⁷、⑤地球システム法という非常に広範かつ学際的な分野に対して、どのようにして多岐にわたる分野を超えた研究コミュニティを形成していくのか³⁸等の課題が指摘されている。地球システム法は、具体的な条約(ハードロー)の第何条というような構成を採るところまで議論が進んでおらず、システム思考で探求・検討が行われている段階のものである³⁹。したがって、現時点では抽象的な概念であるが、そもそも、「人新世」及び「地球の限界」における国際環境法の不十分さという問題意識から出発し⁴⁰、地球システムガバナンスとも相まって生まれた研究分野である。その上で、分析・規範・変革の3つの側面から地球システム法が探求されている。具体的には、地球システム法は、(1)地球システムガバナンスの法的側面を理解し、対応するための学際的な分析枠組を提供し(分析的側面)、(2)地球システムの全ての関係者に対して、地球の完全性と正義を最大限に促進する方法で管理するための規範的な基盤を与え(規範的側面)、(3)社会生態学的な持続可能性のための変革的な地球システムガバナンスを促進するための法的手段を提供する(変革的側面)、といった3つの側面である⁴¹。この3つの側面(分析・規範・変革)を探求することで、地球システム法の将来のビジョンを追求しているのである。

(1)「分析的な側面」に関しては、従来、国家ベースのトップダウンによる環境の保護が行われていた。そこでは、環境と人間は切り離して考えられ、かつ、地球システムの複雑な相互作用を理解することが困難であるがゆえに、法的な側面からみても学際的な研究の深化が進まなかった。それに対して、Kotzé教授及びKim准教授は、地球システム科学を法律家に対してオープンにし、システム思考で地球システムを考えていく機会を作っていく必要性を説いている。例えば、時間的には地質学のタイムスケジュールに沿って考え、人間と環境を切り分けるという考えではなく、人間も地球システムの一部と捉えること、また自然科学の研究者だけではなく、法律家が国際環境法に代わる新たな視点で地球システムガバナンスの法的側面を理解し、対応するための学際的な枠組みを形成する必要があることを主張している⁴²。ま

た、(2)「規範的な側面」では、上述した通り、2009年に「地球の限界」が公表され、さらに2014年に更新されるなど、一部の科学者によって、人新世を支える研究が深化しつつある。これまでも、例えば、ガイア理論が提示されるなど地球を単一のシステムとして捉える視点はあったが、仮説的な部分もあり、視覚やモデルによる提唱という側面が多く、確固たる地位を確立することができなかった。他方で、「地球の限界」は、具体的に地球システムを9つの指標（海洋酸性化、気候変動、生物多様性の喪失、窒素・リンの循環、土地利用変化、グローバルな淡水利用、成層圏オゾン層の破壊、大気エアロゾルの負荷、化学物質による汚染）から捉え、科学データに基づいてその限界を超えたのかを指標化するものである。そして、これら9つのうち、既に4つ（気候変動、生物多様性の喪失、土地利用の変化、リン・窒素の循環）が限界を超えたとされている。地球システムを管理するための規範的な基盤を確立するためには、例えば、「地球の限界」がどのように民主化されるか、すなわち、将来的な制度化（規範化）に導くためにも、地球システム科学が民主化され、確固たる地位を確立することができるかという視点が重要になってくる⁴³。そして、(3)「変革的な側面」としては、地球システムガバナンスに応じて既存の国際環境法を変革していく点（内部的な変革）と、（地球の完全性や正義に向けた社会変革を起こす）地球システム法のパラダイムに完全に組み込まれたイニシアチブを追求する点（外部的な変革）の双方を含んでいる。これらは相互に関連し合っており、社会が変革されない限り法的なパラダイムシフトは難しく、地球システム法へのパラダイムシフトが起こって初めて社会的な変革が伴うこともある。このように複雑な地球システムに適応するために、安定性と柔軟性のバランスの取れた法の支配が求められる。そして、地球システムの限界内に留まるように社会・人類の行動を変えることができるのは、新たなパラダイムの法規範であり、この点が地球システム法の変革的な側面となる⁴⁴。

地球システム法は、その後も継続的に研究が行われており、その野心的な取り組みゆえに、もちろん課題も多く残っている。例えば、地球システム法は既存の法的構造の欠点を是正するものであるため、可能な限り理論的な精緻化を図る必要があり、「Task Force on Earth System Law」のコミュニティ

以外での研究を進めるために多様な研究者の参加が求められるとともに、実務家の視点を追求していく必要がある⁴⁵。また、分析的な側面に関して、地球システム法は一種のシステムであり、地球のコンテキスト上で存在するものである。したがって、地球システム法は、時間・空間・組織といったマルチスケールな側面を有している。それゆえ、将来の世代を含む規範的な側面にも対応するものであり、法律的にも大きな変革をもたらされるものである。その上で、生物学・地質学・物理学的なシステムと法律との関係を調査していく必要がある。具体的に、人間と地球との関係を法律がどのようにして規律していくのか、地球システムという長期的な視野に立って、法律がどのような影響を及ぼしていくのか等については、今後の課題として更なる検討が必要となってくる⁴⁶。

3. SDGs 再考

(1) 問題の所在

2015年9月、ニューヨークの国連本部で2030年に向けた国際目標である、SDGs（持続可能な開発目標）が採択された。それ以降、既に7年が経過し、2030年に向けたカウントダウンに入っている。したがって、ポスト2030を見越して、改めてSDGsの意義を検証していくことも重要であると考えられる。SDGsはそのテーマが壮大であり、学問的にも広範にわたる領域をカバーするものであり、地球環境問題、ビジネス、投資、ガバナンス、人権、地方自治、教育など様々な角度から研究されている。本稿ではそのすべてを取り扱うことはできないが、改めてSDGsの意義を社会現象の側面（パラダイムシフト）、グローバル・ガバナンス、国際法的な観点から考察する。その上で、SDGsと地球システムとの関係について検討を行うこととする。

(2) パラダイムシフト（社会現象的側面）とSDGs

パラダイムシフトとは、既存の常識的な考えや価値観などが劇的に変化することである。その要因には、既存の価値観では対応できない事柄が問題視され、異端とされる考えの中から問題解決のために効果的なものが現れ、一気に解決事例が増えていくことが挙げられる。その結果、従来の常識と捉えられてきたものが変化し、新たな考え（パラダイム）が主流になっていく。

2015年のSDGs採択を前にして、国際社会において、特に経済・社会・環境という側面においてどのような社会現象（パラダイムシフト）が起きたのだろうか。

例えば、経済的な側面では、2008年9月に米国投資銀行「リーマン・ブラザーズ・ホールディングス」が経営破綻した件が挙げられる。いわゆる「リーマン・ショック」として知られているが、低所得層向けのサブプライム住宅ローンのバブル崩壊に伴い、負債総額が約6,000億ドル（約64兆円）にも上り、米国史上最大とも言われる企業倒産と、連鎖的に世界規模で金融危機が起こった。こうして、短期的な利益至上の経営への不信感が生まれ、持続可能な企業経営の必要性が問われることとなったのである。社会的な側面では、例えば、2013年4月14日にバングラデシュの8階建ての商業ビルが崩落し、1,130名を超える犠牲（そのほとんどが女性）を払った事故が起こった。いわゆる「ラナ・プラザの悲劇」と呼ばれるビル崩落事故は、有名ブランドメーカーの洋服が作られていたことにも起因し、低賃金・強制労働・違法建築といった劣悪な労働環境と相まって、持続可能なサプライチェーンの構築が国際的な問題となった。その間接的な要因として、先進国での消費活動が挙げられると共に、企業のブランド・リスクが世に問われ、世界規模で不買運動が行われるまでに至った。それは、先進国で売られているファストファッションブランドに対する消費者の倫理観の変化が生まれる原因ともなったのである。更に、環境面では、世界規模で起こる度重なる気候変動に対して、2009年に『Nature』誌で「地球の限界（Planetary boundaries）」が発表され、世間を驚かせた。既述の通り、地球システムを9つの指標から捉え、科学的データに基づいて、既に4つの指標（気候変動、生物多様性の喪失、土地利用の変化、リン・窒素の循環）が限界を超えたと報告されている⁴⁷。互いに変化を緩和することで均衡を保っていた地球の生態系要素が、ある時点を境に、変化を助長し合って不均衡を促し、正反対の方向へと変貌してしまう。そして、地球に与える負荷が飽和点を超えたとき、「ある均衡状態から別の均衡状態に不可逆的に移行する」⁴⁸とされている。すなわち、「地球は突然、友人から敵に変わる」可能性が示唆されたのである。

このように一例ではあるが、経済（リーマン・ショック）、社会（ラナ・プラザの悲劇）、環境（地球の限界）における様々な社会現象を通じて、世界中で「持続可能性」について正面から考えなければならぬという機運が高まってきたのも事実である。すなわち、環境よりも利益中心のビジネスを行ってきた功罪、人間と環境を主従関係とみなしてきたことへの反省、そして、人権を侵害するビジネスに対する問題などの積み重ねを契機に、従来の短期的なパラダイムよりも「持続可能な社会の建設」に向けた新たな視座がグローバル社会において益々必要となってきたのである。そのような背景の中でSDGsが誕生した意義は非常に大きいと思われる。SDGsを道しるべとして、世界が目指すべきゴールを掲げて、国家・企業・個人などを含む全人類が連帯して取り組むべき意識改革（パラダイムシフト）が求められているのである。

(3) ガバナンスとSDGs

ガバナンスの概念は、1990年代以降、様々な学問分野で研究されるようになった。具体的には、国際政治学、国際関係論、コーポレート・ガバナンスを始めとした経営学など幅広く取り扱われており、主体・対象分野・方法論・領域など多岐にわたるがゆえに分野横断的で多義的な概念として扱われていた。但し、その共通するところは、ガバナンスの文字通り、「統治」していくということであり、多義的な概念ではあっても、基本的な考えとしては、社会的な課題を解決し、秩序を維持していこうとする方向性は共有できる考え方であると言えることができるだろう。例えば、代表的なものとして、グローバル・ガバナンス委員会（1995年）では、グローバル・ガバナンスとは、「公私を問わず、個人そして機構が彼らの共通の事項を管理する多くの方法の全体である。それは、対立するあるいは多様な利益を調整し、あるいは協力的な行為がとられる継続的な過程である。それは、遵守を強制することを付与されたフォーマルな機構やレジームを含むとともに、人びとや機構が合意したか、彼らの共通の利益となると考えたインフォーマルな枠組みを含むものである」と定義している⁴⁹。本章では、ガバナンス論の詳細には触れないが、SDGsの意義をガバナンスの観点から考察する。

従来の国際社会での課題解決の方法は、「国際レジーム」⁵⁰という仕組みが中心であった。特に1980年代以降、国際経済の急速な進展、地球環境問題が徐々に顕在化し始め、これらの社会課題に対して、ルールを策定（Rule-Making）することで、国家の行動を規律する枠組みが増えていったのである。これらは、例えば、各国間の国際交渉を継続させた結果として策定された国際条約という形式で、課題解決を行ってきた。他方で、京都議定書やパリ協定の交渉過程で見受けられるように、各国の政治的な思惑等も関係し、必ずしも国際レジームが十分に機能しているとは言い難い現状が見受けられるようになってきた。また、社会課題が益々グローバル化し、特に気候変動など地球規模で考えなければならない問題が顕在化することで、国家主権をベースとしたガバナンスでは対応が困難になる事態が生じつつあった。また、インターネットの普及により、国境の概念が薄れ、個人のエンパワーメント（情報へのアクセス・発信力・ビジネス機会の増大など）が進み、更に、国家以外の新たなパラダイム（GAFAによる非中央集権化のビジネス）が到来し、世界的に影響力を与えるリーダーや国際交渉に影響力を与える非政府組織が増えてきたのも事実である⁵¹。そのような中で、「人新世」という概念が普及しつつあり、このような状況への対応が迫られ、新たなタイプのグローバル・ガバナンスが求められるようになった。こうした流れの中で、2001年にミレニアム開発目標（MDGs）が策定された。グローバルな目標として、貧困・ジェンダー・環境などの8つの目標が制定されたのである。MDGsは2015年を目指した目標であり、一定の成果があったのは事実である。但し、MDGsは、開発途上国の開発援助を主な対象としており、採択に至るプロセスでは一部の専門家によって策定されている。そして、地球は一つであり、貧困や環境問題など様々な社会課題に寄与しているのは先進国であるにもかかわらず、その達成を要求されたのが途上国であるということから、MDGsの設定そのものに対する不信感が寄せられていたのも事実である⁵²。それに対して、SDGsは、国連加盟国193カ国による国際交渉によって策定された国連文書（「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」）の中で定められたものであり、先進国を含めた全ての国連加盟国に適用される国際目標となっており、さらに、対象範囲も経済・環境・社会といった多様かつ広範な17のゴールと169のターゲットに増加し

ている。そして、2030年に世界がどのような状態になっていなければならないのかという成果目標を設定している。2030アジェンダのパラグラフ18にも見受けられるように「このような広範でユニバーサルな政策目標について、世界の指導者が共通の行動と努力を表明したことは未だかつてなかった」とある通り、前代未聞の取り組みであることを自ら認めている。具体的には、「目標設定 (Goal-Setting)」の観点から策定されており、関連する条約間の法律的な調整を行わず、「地球の本来あるべき姿」から出発するトップダウン・アプローチを採用している。更に、SDGsは法的拘束力を有していないが、目標・ターゲット・指標の三層構造を示すことで到達度を測り、競争原理を導入している。そして、持続可能な開発に対する目標として、経済・環境・社会の諸問題を包括的・統合的に扱っており、具体的な取り組みや方法に関しては、国家のみならず、国際機関・企業・各種団体・個人等に委ねているのである。

このようにガバナンスの観点からSDGsを考えると、社会の変化（貧困や環境問題等）に対応する形で、国際レジームによるガバナンスが議論され、社会課題が益々グローバル化する中で、国家を中心としたガバナンスでは対応できない事態が生まれた。こうして、グローバル・ガバナンスの学問が深化し、MDGsを代表とする目標によるガバナンスの考え方も生まれた。他方で、「人新世」や「地球の限界」による新たなパラダイムが求められる中で、人間が地球に影響を及ぼすという考え方や地球システムの視点が認識されるようになった。そのような中でSDGsが策定されたということは、トライ・アンド・エラーを繰り返しつつ新たなガバナンスへと実務的に移行されてきた動きとも符合し、新しい形態のガバナンスを示したという意義もあると言うことができるだろう。

(4) 国際法とSDGs

国際法とSDGsの関係について、SDGsが広範かつ学際的な学問であることにも起因してか、国際法学の観点からこれまで多く論じられてこなかったように見受けられる。他方で、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」及びその中核となるSDGsには、様々な形で国際

法への言及がなされている。例えば、「新アジェンダは、国際法の尊重を含め、国連憲章の目的と原則によって導かれる」（パラグラフ 10）、「我々は国際法に対するコミットメントを確認するとともに、新たな開発目標は、国際法の下での権利と義務に整合する形で実施することを確認する」（パラグラフ 18）というように、一般的な国際法への言及をはじめ、個別具体的な条約（例えば、国連気候変動枠組条約、生物多様性条約、児童の権利条約、世界貿易機関（WTO）協定など）にも触れられている。このように、2030 アジェンダ及び SDGs は、グローバルで問題となっている優先的な社会課題に対して、国連憲章を始めとした複数の政府間協定の「部分集合」と言うこともできる⁵³。それと同時に、日 EU 経済連携協定⁵⁴ 第 16・1 条 1 項によると、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を考慮しつつ、現在及び将来の世代の福祉のため、持続可能な開発に貢献する方法で国際貿易の発展を促進することの重要性が確認されている。こうして、SDGs は内在的には国際法に支えられている国際文書であり、また、外在的には SDGs の策定以降に締結された政府間協定（自由貿易協定）にも影響を及ぼすという広がりを見せている⁵⁵。

SDGs は、このような特徴を有しており、さらに経済・環境・社会の各ゴールを統合し、目標設定のアプローチを採用している。また、SDGs は、「国際レジーム」というルールとは異なった、法的拘束力を有しない国際文書であり、国際法的には「ソフトロー」に位置付けられる⁵⁶。他方で、SDGs は単に「ソフトロー」という位置付けだけでは片づけられない、「事実上の影響力」を有しているとも言うことができる。すなわち、国際条約を始めとする「ハードロー」は権利義務関係を有した国際上のルールであり、一般的に法的拘束力が伴う。条約を締結すると、条約を順守しているか否かが問われるため、いわゆる条約を「守る・守らない」といった点に目が行き、容易に政治問題にもなり得る。京都議定書やパリ協定はその最たる例とすることができる。ルールには法的拘束力による秩序が生まれるという利点はあるが、その反面でルールの限界もあり、グローバルな課題になればなるほど、国際政治の力学が働き、ルールの限界（合意に導く困難さ）を痛感することがある。それとは対照的に、SDGs は 17 の目標とそれを達成するための 169

のターゲットを設定しているだけでなく、232の指標を設定していることに注目すべきである。すなわち、国連全加盟国によって採択されたSDGsは法的拘束力を有していないものの、指標を設定することで各国の到達度を具体的に図ることができ、どの国が達成できて、どの国が達成から遠のいているのかという事実が公表され、そうすることにより、一種の競争原理が働く。この点に関して、各指標の進捗測定は、国連事務総長が『持続可能な開発目標報告書』として毎年公表し、SDGs達成状況が数値化されている⁵⁷。その他にも、国連による進捗を補完する形で、ドイツのベルテルスマン財団と持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN）が「SDGインデックスとダッシュボード」を提示することで、国別のスコア・ランキングが示されている⁵⁸。こうした指標の測定が行われることは、企業活動にも影響を及ぼすようになってきている。例えば、ラナ・プラザの悲劇を通じて明らかになったように、サプライチェーンの透明化をはじめ、ESG投資が活性化されるなど、企業がSDGsに取り組むメリットが益々増えている。ESGのような非財務情報を投資先の選定時に考慮することなどを求める国連責任投資原則（PRI）も企業評価・投資運用に大きく影響を及ぼしている。また、「誰も置き去りにしない」というSDGsの基本理念とも関連し、SDGsは決して国家レベルの条約ではなく、民間セクターも対象としている。個人レベルでも、例えば、グレタ・トゥーンベリ氏のような環境活動家が「気候変動のための学校ストライキ」を行って世界中に大きな影響力を与え、また、2019年9月にニューヨークで行われた国連気候行動サミットの中でスピーチをするなど、国際舞台で大きな反響を及ぼしている。

国際法の視点から顧みると、これまで経済・環境・社会の諸問題に対して、各法的レジームが自己完結的なアプローチで克服に取り組んだ結果として、国際法の断片化が問題視されてきた。国際法の断片化は、国連国際法委員会における議論の中で国際法学の大きな論点として取り上げられたことがあり、そこでは、国際法秩序全体の普遍性が揺らぎ、法的安定性の欠如に繋がるなどの問題が問われていた⁵⁹。また、1,400を超える多国間環境協定（MEAs）について、グローバルに取り組まなければならない環境問題に対して、各MEAs間の抵触や齟齬が生まれる可能性があり、国際環境法内部の断片化も

問題視されていた⁶⁰。このような状況の中で、SDGs という統合アプローチを採用したソフトローが生まれることにより、SDGs それ自体が、地球規模で取り組むべき課題を断片化せずに取り組むためのプラットフォームともなり得る。更に、2013年の総会において設置された「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム」(HLPF)が、2030アジェンダとSDGsのフォローアップとレビューを行う主要なプラットフォームの役割を果たしている。SDGsには、各国際条約が関与しており、ガバナンスの観点から、いわゆる複数の「オーケストレーター」がいることになる。他方で、HLPFにはこれら各法的レジームを所掌する各国際機関(事務局等)を取りまとめるオーケストレーターの役割が期待されている。すなわち、国際法の断片化の一因ともなっている、各法的レジームの事務局(オーケストレーター)を取りまとめる、ハイレベル(異なるレベル)のオーケストレーター(An Orchestrator of Orchestrators)としての役割を果たすということが出来る⁶¹。

このように、SDGsはその特異なメカニズムを内在しているがゆえに、法的には測ることのできない、非常に大きな「事実上の影響力」を有しており、その上で、「一定の規範力」を与えるものであり、ソフトローという概念だけでは捉えきれない力(ソフトパワー)を有していると言うことができるのではないだろうか。1987年の「環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)」報告書『われら共通の未来(Our Common Future)』において、持続可能な開発が「将来世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在世代のニーズを満たすような開発」⁶²と定義されて以来、様々なソフトロー(例えば、リオ宣言⁶³、ILAニューデリー宣言⁶⁴等)でも同概念が受け入れられるようになり、国際条約(ハードロー)でも、例えば、パリ協定にも明記されているように⁶⁵、「持続可能な開発」は重要な要素となってきた。また、国際裁判においても、カブチコボ・ナジュマロシユ計画事件(ICJ)⁶⁶、Iron Rhine事件(PCA判決)⁶⁷、Pulp Mills事件(ICJ)⁶⁸などにおいて、国際裁判の結果に影響を及ぼすほど国際法の一般原則として理解され、法的地位とは別に事実上の影響力を有するほど「事実上の原則」に昇華しつつあった。そのような流れの中で、SDGsが策定されたことには、国際法の新たな進化した形として、新たなパラダイムを形成していく可能性を示すという意義を

有するのではないだろうか。

(5) 地球システムと SDGs

SDGs について様々な角度からの考察を試みたが、本章では地球システムとの関係についても触れておく。「人新世」という地質学上の概念が提唱されて、様々な学問がその意義について研究を重ねてきた。例えば、IPCC による報告書、「グレート・アクセラレーション」や「地球の限界」に代表される研究業績は、まさに人間の活動が地球に大きな影響を及ぼし、地球を維持していくために必要な考えを提示していると言えることができるだろう。また、「地球システム科学」という学問が生まれ、地球を単一のシステムとして捉える考えが普及し、それに伴い、「地球システムガバナンス」という研究分野も誕生した。このような流れの中で、国際社会が2030年に向けて地球規模の課題を解決していこうとゴールを定めたのがSDGsである。したがって、SDGsは地球システムという考え方にも関連してくるのは必然と言えることができよう。事実、2030アジェンダには、パラグラフ14において「多くの国の存続と地球の生命維持システムが存続の危機に瀕している」とあるように今日の世界について警鐘を鳴らしている。さらにパラグラフ34においても、「我々は、地球気候システムに対する都市の影響を最小化するよう努力する」とあるように、地球システムとも関連する言及がなされている。そもそも、その前文には、「このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画である。…(中略)…我々は、人類を貧困の恐怖及び欠乏の専制から解き放ち、地球を癒し安全にすることを決意している。…(中略)…地球を破壊から守ることを決意する」というように、地球を維持していくための決意表明とも受け取ることができる。その上で、「誰も置き去りにしない」という理念を根本にしている点と、人類の活動が地球に多大なる影響を及ぼすようになった人新世との関係を検討していくことで、地球システムとSDGsとの関係が明らかになるのではないだろうか。すなわち、人間と地球との関係を再考する上でも、SDGsは非常に重要な契機となっていると考えられる。

4. SDGs と地球システム法

2015年に採択されたSDGsは、その目標期限である2030年に向けてカウントダウンに入っている。現在、コロナ禍によるパンデミックは、SDGsの目標達成に向けた動きにも大きな影響を与えており、特に貧困削減に向けた取り組みが進まず、2020年には世界で新たに9,300万人の人々が極度の貧困に追いやられたと報告されている⁶⁹。その他にも、ウクライナでの戦争は、大規模な難民危機を引き起こしており、大勢の民衆が故郷を追われ、世界の食料安全保障、金融市場の混乱、女性への不当な暴力などSDGsが目指す方向と逆行さえしている⁷⁰。その中でも、地球環境問題では、気候変動による惨禍は厳しく、温室効果ガス排出量が今後も増加する見込みとも報告されている⁷¹。それに対して、地球システム法は、地球システム科学から地球システムガバナンスに至るまでの研究を考えると、従来から研究が行われてきた延長線上の分野ではあるが、地球システム法そのものの研究自体は始まって間もない。SDGs自体もMDGsからの反省を受けて策定された新たなパラダイムであったように、今後、ポストSDGsに向けた検討段階に入ってきたと言うことができる。

上述した通り、SDGsにはソフトローと位置付ける以上の「事実上の影響力」と「一定の規範力」を有しており、ガバナンスの観点では特異なメカニズムを有している。そして、持続可能性に関する国際社会の機運が高まっている現状において、パラダイムシフトが求められていると言うこともできる。また、地球システム法は、「人新世」及び「地球の限界」という視点から現代の国際環境法では対応できない諸問題を解決に導く、非常に学際的かつ野心的な取り組みでもある。その上で、SDGsを地球システム法の視点から考察すると、「地球の限界」との接点を見出すことができる。既述の通り、「地球の限界」は、地球システムを9つの指標（海洋酸性化、気候変動、生物多様性の喪失、窒素・リンの循環、土地利用変化、グローバルな淡水利用、成層圏オゾン層の破壊、大気エアロゾルの負荷、化学物質による汚染）から捉え、科学データに基づいて、その限界を超えてしまったのかを指標化するものである。例えば、SDGsの目標6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」は、「地球の限界」の指標の一つである「グ

ローバルな淡水利用」とも密接に関連するものであり、同様に、目標 13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」は「地球の限界」の指標の一つである「気候変動」、目標 14「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」は「海洋酸性化」、目標 15「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」については、「生物多様性の喪失」というように、SDGs の各ゴールが「地球の限界」の各指標との関連性を明示的に示しているものもある。その他にも、例えば、SDGs の目標 2 は「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」ことをゴールとすると共に 8 つのターゲットを定めているが、「地球の限界」の指標である「土地利用変化」とも密接に関連する。同様に、SDGs の目標 7「すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」に関しては、「大気エアロゾルの負荷、化学物質による汚染」とも関連し、目標 12「持続可能な生産消費形態を確保する」は「地球の限界」の複数の指標に関連するように、SDGs と「地球の限界」の指標との関連が暗示されている。このように、SDGs 自体に、「地球の限界」で掲げられた各指標が、明示的にも黙示的にも反映されている部分があることが分かる。すなわち、「地球の限界」が SDGs（ソフトロー）という形式（レンズ）を通して、地球システムを維持していこうとする規範力に支えられているという見方も可能であろう。但し、SDGs は「地球の限界」の全てを規範化しているものではないことにも注意が必要である。

SDGs は国連全加盟国の代表により、3 年の交渉を経て合意された国際的な政治文書でもある。その議論の中で、科学的なデータに示された「地球の限界」の各指標と符合するゴールも見受けられる。他方で、SDGs には全てのターゲットに定量的な数値が設定されているわけではなく、その全てのターゲットを達成したら地球の持続可能性が担保されるというものでもない。この点に鑑みても、SDGs は、地球システムによる科学的な知見に基づいて合意された枠組みとは異なっている。しかしながら、自然科学の分野である「地球の限界」は、その原因を人間の活動（社会的・経済的な活動）と関連

付けて扱っている点で、社会科学的分析を可能にしており、ここに「地球システム」×「法」として研究が行われる意義があると考えられる。以上を考慮に入れると、SDGsと地球システム法との間には、例えば、以下のような親和性・接点を見出すことができる。

- ① SDGsの策定自体が、政策決定者のみならず、合意形成に至るまで全ての利害関係者に開かれた政府間交渉プロセスにより、オープンな作業部会で様々な専門家が関与して行われたものである。地球システム法は、上述の通り、広範かつ学際的なアプローチが求められており、法律家のみならず、各学問の研究者、政策立案者、国際機関以外にも金融規制当局、医療専門家、社会活動家、文化芸術の代表者など、環境の枠を超えたコミュニティの関与が求められている⁷²。このように、SDGs及び地球システム法研究ともに、広範な学際間アプローチが求められるものであり、この点が共有できる視点である。
- ② SDGsがソフトローであり、さらに事実上の影響力及び一定の規範力を有するという視点が、地球システム法研究に一定の示唆を与えることができると考えられる。地球システム法は、現在進行形で検討が行われている研究領域であり、ソフトローやハードローという区切りではなく、人間中心主義と生態系中心主義のいずれの倫理にも基づいていない。また、地球システム法は、国際環境法に代わる新たな法的パラダイムとして検討されているものであり、現時点では、法体系としては未知数であると言わざるを得ない。そして、人間を地球のシステムに組み込んだ思想をカバーする法領域とも言うことができるため、既存の法体系とは異なった考え方が要求される。したがって、SDGsの特殊なメカニズム及び規範力は、地球システム法の研究が進む上で非常に重要な接点ともなり得るだろう。
- ③ SDGsの各ゴールと「地球の限界」の各指標が明示・默示的に関連性を有している点は、今後のポストSDGsに向けた取り組みに一定の示唆を与えるのではないだろうか。SDGsは、定量的な数値が定められているものもあれば、曖昧なゴールも存在する。他方で、『持続可能な開発目標（SDGs）

報告 2022』においても、世界の 200 を超える国・地域から提供されたデータが掲載されており、フォローアップを行うことで一定の行動規範にもなり得る。今後は、各ゴールを設定する上で、科学的な知見に基づいたデータを明示的に数値化・定量化していき、地球システムという観点から「科学的データに基づいた」「ごまかしの利かない」「明示的な国際目標」及びそれに付随したターゲット・指標を国際文書の中に盛り込んでいくことで、新たな地球システム法を形成するヒントにもなり得るのではないだろうか。

5. おわりに

ノーベル物理学賞を受賞した真鍋氏は、1960 年代に大気・海洋を結合した物質の循環モデルと提唱した。同じ時期に、米国のジェームズ・ラブロック氏により「ガイア理論」が提唱され、地球は一個の生命体であるという仮説が提示された。また、1962 年、レイチェル・カーソン氏により『沈黙の春』という、当時あまり知られていなかった化学物質の危険性を訴えた作品が公表された。同氏はその中で、以下のような言葉を残している。

「私たちの住んでいる地球は自分たち人間だけのものではない—この考えから出発する新しい、夢豊かな、創造的な努力には、≪自分たちの扱っている相手は、生命あるものなのだ≫という認識が終始光り輝いている。生きている集団、押したり押しもどされたりする力関係、波のうねりのような高まりと引き—このような世界を私たちは相手にしている。」⁷³

さらに、1972 年にはローマクラブが「成長の限界」という研究報告書を発表し、人口増加や環境汚染などの傾向が続けば資源の枯渇や環境の悪化により、100 年以内に地球上の成長は限界に達すると警鐘を鳴らした。その後、真鍋氏の研究業績は現代の気候研究の基礎となり、公表当時多くの批判を集めたガイア理論も、今日の地球システム科学の発展に大きな影響を与えた。『沈黙の春』も世界中の先進国に広がり、環境保護思想の源流の一つになった。ローマクラブも創設から半世紀が過ぎ、「人新世」という新たなパラダイムや「地球の限界」という仮説が世に問われるようになった。

国際社会でも 1972 年の国連人間環境会議以降、地球環境に関する議論が行っているのも周知の通りである。1980 年の世界気候研究計画（WCRP）以降、環境問題に取り組んできた様々な大型研究プロジェクトも、現在は Future Earth に代表されるように、地球システム科学という学問分野として現在進行形で進んでいる。また、IPCC は 1988 年の設立以来、人間の活動が地球温暖化の主な原因とされる可能性を分析し、2021 年の第 6 次報告書では「疑う余地がない」と公表するまでになった。その間、2002 年に『Nature』誌で公表された「人類の地質学」に代表されるように、新たな地質時代区分として「人新世」という概念が提示されて、20 年が経過している。これまで、人新世を支える仮説として「グレート・アクセラレーション」や「地球の限界」が提示され、このような科学的な研究が進む大きな流れの中で誕生したのが SDGs という国際目標であり、地球システムガバナンスという研究領域である。この両者の関係について、「地球の限界」を超えることを防ぐためのガバナンスと法の役割に関する分析調査が行われており、その一つが「地球システム法」である。この点について、国際法学を始めとした社会学者が「地球の限界」の複雑さをナビゲートすることが期待されるが、これは学際間アプローチとして大いなる挑戦と言うことができるだろう。もちろん自然科学の観点からもソリューション等の科学的な研究は必要であるだろうが、「地球の限界」の法的な制度化・運用化・民主化に関する更なる研究も同時に必要になってくると考えられる。本稿で扱った論点は、地球システムガバナンス及び地球システム法研究の草創期として捉えており、今後は、各研究領域の深化も必要になってくるが、同時に自然科学と社会科学との繋がりや相互作用に注目し、その上で地球全体を考察するシステム思考による研究も併せて求められるようになるのではないだろうか。そして、複雑多岐にわたる論点を有する 2030 アジェンダ及び SDGs に対して、システム思考で法的な分析を行い、法律家とそれ以外のプレーヤーとの相互連携を強化しつつ、学際的に広く関係者を募り、世界規模で一大コンソーシアムを組んで研究を進めることができるかが大事なポイントとなって来るだろう⁷⁴。本稿ではそのための問題提起を行ったに過ぎないが、今後も「地球を本来あるべき姿に戻す」という視点での学際研究が進むことを期待したい。

注

- 1 Intergovernmental Panel on Climate Change, IPCC, 1995: *Climate Change 1995: The Science of Climate Change. Contribution of Working Group I to the Second Assessment Report of the IPCC*. p.4, Cambridge University Press (1995).
- 2 Intergovernmental Panel on Climate Change, IPCC, 2001: *Climate Change 2001: The Scientific Basis. Contribution of Working Group I to the Third Assessment Report of the IPCC*. p.10, Cambridge University Press (2001).
- 3 Intergovernmental Panel on Climate Change, IPCC, 2007: *Climate Change 2007: The Physical Science Basis. Working Group I Contribution to the Fourth Assessment Report of the IPCC*. p.665, Cambridge University Press (2007).
- 4 Intergovernmental Panel on Climate Change, IPCC, 2013: *Climate Change 2013: The Physical Science Basis. Contribution of Working Group I to the Fifth Assessment Report of the IPCC*. p.869, Cambridge University Press (2013).
- 5 Intergovernmental Panel on Climate Change, IPCC, 2021: *Climate Change 2021: The Physical Science Basis. Contribution of Working Group I to the Sixth Assessment Report of the IPCC*. p.5, Cambridge University Press (2021).
- 6 Paul Crutzen, *Geology of Mankind*, Nature, vol.415 (2002), p.23.
- 7 Will Steffen, et al., *Global Change and the Earth System: A Planet Under Pressure*, The IGBP Series. Springer (2004), p.259. なお、「Great Acceleration (大加速)」という用語自体は、Will Steffen, et al. “*The Anthropocene: Are Humans Now Overwhelming the Great Forces of Nature?*”, *Ambio*, vol.36 (8) (2007), pp.614-621. において初めて用いられている。
- 8 Rockström, J., Steffen, W., Noone, K. et al., *A safe operating space for humanity*, Nature, vol.461 (2009), pp.472-475.
- 9 Will Steffen, Katherine Richardson, Johan Rockström, Sarah Cornell, Ingo Fetzer, Elena Bennett, Reinette Biggs, Stephen Carpenter, Wim Vries, Cynthia de Wit, Carl Folke, Dieter Gerten, Jens Heinke, Linn Persson, Veerabhadran Ramanathan, Belinda Reyers, Sverker Sörlin, ‘*Planetary Boundaries: Guiding Human Development on a Changing Planet*’, *Science* vol.347, Issue 6223 (2015). J. ロックストローム・M. クルム著 (武内和彦・石井菜穂子監修、谷純也・森秀行訳) 『小さな地球の大きな世界：プラネタリー・バウンダリーと持続可能な開発』 66 頁 (丸善出版、2018 年)。
- 10 青野健作 「SDGs と国際法」 創価女子短期大学紀要第 52 号 59-88 頁 (2021 年)。
- 11 青野健作 「人新世と国際法」 創価女子短期大学紀要第 53 号 9-41 頁 (2022 年)。

- 12 日本学術会議（フューチャー・アースの推進に関する委員会）「提言 持続可能な地球社会の実現を目指して— Future Earth（フューチャー・アース）の推進—」4-5頁（2016年4月5日）。
- 13 Will Steffen, et al., *supra* note. 7.
- 14 Frank Biermann, et al., *Earth System Governance: People, Places and the Planet. Science and Implementation Plan of the Earth System Governance Project*. Earth System Governance Report 1, IHDP Report 20. Bonn, IHDP: The Earth System Governance Project (2009).
- 15 Frank Biermann, 'Earth system governance' as a crosscutting theme of global change research, *Global Environmental Change*, vol.17 (3-4) (2007), pp.326-337.
- 16 Frank Biermann, et al., *supra* note 14.
- 17 *Id.*, p.35. また、同実施計画 81 頁によると、「法的分析も地球システムガバナンスの研究にとって特別な意味を持っている。たとえば、地球システムガバナンスにおける規範同士の衝突、制度の断片化、および包括的な規範の法的分析に関して言えば、設計の分析的問題は、法律研究に最も直接的に関連している。地球システムガバナンスにおける非国家エージェンシーの役割は、公共の立法および裁決における（ソフトローの役割も含めた）非国家行為主体の役割（たとえば非政府組織の提訴権）を理解することを目指す法学の新しいアプローチに関係している。適応性は国際法および国家法における動的な法体系の研究に関係している。説明責任は、配分とアクセスの場合と同様に、法学の核心的な問いに触れるので、法律的な視点からの詳しい分析が必要である」とあるように、地球システムガバナンスを設計する上で、国際法の研究が必要である点を指摘している。
- 18 Earth System Governance Project, *Earth System Governance. Science and Implementation Plan of the Earth System Governance Project*, Utrecht, the Netherlands (2018).
- 19 Rakhyun E. Kim and Brendan Mackey, *International environmental law as a complex adaptive system*, *International Environmental Agreements: Politics, Law and Economics* 14, (2014), pp.5-24.
- 20 Data from Ronald B. Mitchell. 2002-2021. *International Environmental Agreements Database Project (Version 2020.1)* によると、2019年時点で1,400以上のMEAsがリストに掲載されており、多国間環境協定が年々増え続けていることが分かる。
- 21 Rakhyun E. Kim and Klaus Bosselmann, *International Environmental Law in the Anthropocene: Towards a Purposive System of Multilateral Environmental Agreements*,

- Transnational Environmental Law, vol.2 (2) (2013), pp.298-302.
- 22 Rakhyun E. Kim and Brendan Mackey, *supra* note 19, pp.18-19.
- 23 Rakhyun E. Kim and Klaus Bosselmann, *Operationalizing Sustainable Development: Ecological Integrity as a Grundnorm of International Law*, Review of European Community and International Environmental Law 24(2) (2015), pp.194-208.
- 24 *Id.*, p.208.
- 25 Louis J. Kotzé and Duncan French, *A critique of the Global Pact for the environment: a stillborn initiative or the foundation for Lex Anthropocenae?*, International Environmental Agreements: Politics, Law and Economics 18 (2018), pp.811-838.
- 26 *Id.*, p.818.
- 27 *Id.*, p.819.
- 28 Louis J. Kotzé and Rakhyun E. Kim, *Earth system law: The juridical dimensions of earth system governance*, Earth System Governance, vol.1 (2019), pp.1-12.
- 29 Louis J. Kotzé, *Earth System Law for the Anthropocene*, Sustainability, vol.11 (23) (2019), pp.1-13.
- 30 Louis J. Kotzé, *Earth system law for the Anthropocene: rethinking environmental law alongside the Earth system metaphor*, Transnational Legal Theory, vol.11 (1-2) (2020), pp.75-104.
- 31 Rakhyun E. Kim and Louis J. Kotzé, *Planetary boundaries at the intersection of Earth system law, science and governance: A state-of-the-art review*, The Review of European, Comparative & International Environmental Law, vol.30 (2021), p.13.
- 32 Rakhyun E. Kim, *Taming Gaia 2.0: Earth system law in the ruptured Anthropocene*, The Anthropocene Review. July 2021, pp.1-14.
- 33 Laura Mai and Emille Boulot, *Harnessing the transformative potential of Earth System Law: From theory to practice*, Earth System Governance, vol.7 (2021), pp.1-12.
- 34 Rakhyun E. Kim, *supra* note 32, pp.8-9.
- 35 *Id.*, p.9.
- 36 *Ibid.*
- 37 *Ibid.*
- 38 Laura Mai and Emille Boulot, *supra* note 33, pp.6-9.
- 39 なお、Biermann 教授は、「地球の限界」の各指標を1つのグローバルな制度に統合するのではなく、「地球の限界」の違反に寄与する可能性のある特定のタイプの社会的行動を効果的に管理することを主張している。具体的には、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO 協定）と同様の包括的な仕組みを強調し、地球シ

システムのガバナンスと「地球の限界」を保護するために、原則の一般的な声明と科学的評価及び諮問機関の設立の形を採用する。但し、これは、全ての指標を詳細にカバーするグローバルな枠組みに関する合意を求めるものではなく、「地球の限界」を超えないために必要不可欠な特定の基準を強行規範 (*jus cogens*) によって対応することを提案している。Frank Biermann, *Planetary boundaries and earth system governance: Exploring the links*, Ecological Economics, vol.81 (2012), pp.4-9. それに対して、「地球の限界」に関する枠組条約を提唱する見解として、Edgar Fernández and Claire Malwé, *The emergence of the 'planetary boundaries' concept in international environmental law: A proposal for a framework convention*, The Review of European, Comparative & International Environmental Law, vol.28 (1) (2019), pp.48-56. が参照される。

- 40 Louise de Toit and Lous J. Kotzé, *Reimagining international environmental law for the Anthropocene: An earth system law perspective*, Earth System Governance, vol.11 (2022), pp.4-7. 同論文では、国際環境法と比較して、地球システム法が規範として野心的であり、国家中心ではなく多元性を有していることを特徴として挙げている。そして、安定していた完新世にあって、支配と搾取の人間中心の認識論に基づく国際環境法に対して、地球システム法は、人新世の複雑性を踏まえて、人間中心ではない包括的な認識論により、全体的な（ホリスティックな）地球システムに焦点を当てていることを特徴として挙げている。
- 41 Louis J. Kotzé and Rakhyun E. Kim, *Exploring the Analytical, Normative and Transformative Dimensions of Earth System Law*, Environmental Policy and Law, vol.50 (2020), pp.457-470.
- 42 *Id.*, pp.464-465.
- 43 *Id.*, pp.465-466.
- 44 *Id.*, p.466.
- 45 Mike Angstadt, *International Relations and the analytical foundations of Earth system law*, in: Timothy Cadman, Margot Hurlbert and Andrea C. Simonelli (eds.), *Earth System Law: Standing on the precipice of the Anthropocene*. Routledge (2021), pp.66-67.
- 46 Margot Hurlbert, Andrea C. Simonelli and Timothy Cadman, *Plotting the course of Earth system law on the precipice of the Anthropocene*, in: Timothy Cadman, Margot Hurlbert and Andrea C. Simonelli (eds.), *Earth System Law: Standing on the precipice of the Anthropocene*. Routledge (2021), pp.280-282.
- 47 Rockström, J., Steffen, W., Noone, K. et al., *supra* note. 8.

- 48 J. ロックストローム・M. クルム『前掲書』（注9）60-61頁。
- 49 Commission on Global Governance, *Our Global Neighbourhood: The Report of the Commission on Global Governance*, Oxford University Press (1995).
- 50 例えば、山本吉宣『国際レジームとガバナンス』（有斐閣、2008年）を参照。
- 51 蟹江憲史「21世紀の新グローバル・ガバナンス戦略 一目標設定によるガバナンスとSDGs」蟹江憲史編『持続可能な開発目標とは何か：2030年へ向けた変革のアジェンダ』178-195頁（ミネルヴァ書房、2017年）。
- 52 井口正彦・宮澤郁穂・蟹江憲史「ミレニアム開発目標における経験と反省 一何が出来て何が出来なかったのか？」蟹江憲史編『持続可能な開発目標とは何か：2030年へ向けた変革のアジェンダ』22-41頁（ミネルヴァ書房、2017年）。
- 53 Rakhyun E. Kim, *The Nexus between International Law and the Sustainable Development Goals*, *The Review of European, Comparative & International Environmental Law*, 25 (1) (2016), p.16.
- 54 「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）」（2018年7月署名、2019年2月発効）。なお、2020年1月30日に貿易及び持続可能な開発に関する専門家委員会第1回会合が開催された後に、同年2月4日に貿易及び持続可能な開発章に基づく第1回市民社会との共同対話が開催され、日EU双方の政府及び民間の関係者約50名が参加し、貿易と持続可能な開発、環境、労働といったテーマについて意見交換が行われている。Summary of the 1st Joint Dialogue with Civil Society under Chapter 16 (Trade and Sustainable Development) of the Agreement between the European Union and Japan for an Economic Partnership (Tokyo, 31 January 2020).
- 55 Alma Pekmezovic, *The UN and Goal Setting: From the MDGs to the SDGs*, in: Julia Walker, Alma Pekmezovic, Gordon Walker (eds.), *Sustainable Development Goals: Harnessing Business to Achieve the SDGs through Finance, Technology and Law Reform*. Wiley (2019), p.29.
- 56 青野「前掲論文」（注10）62-69頁。
- 57 United Nation, *The Sustainable Development Goals Report 2022*. Available at: <https://unstats.un.org/sdgs/report/2022/> (accessed 18 November 2022).
- 58 Sachs, J., Lafortune, G., Kroll, C., Fuller, G., Woelm, F. (2022), *From Crisis to Sustainable Development: the SDGs as Roadmap to 2030 and Beyond. Sustainable Development Report 2022*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 59 Fragmentation of International Law: Difficulties arising from the diversification and expansion of international law, Report of the Study Group of the International Law

Commission Finalized by Martti Koskenniemi. (A/CN.4/L.682) (2006).

- 60 青野「前掲論文」(注11) 13頁。
- 61 Arlid Underdal and Rakhyun E. Kim, *The Sustainable Development Goals and Multilateral Agreements*, in: Norichika Kanie and Frank Biermann (eds.), *Governing through Goals: Sustainable Development Goals as Governance Innovation*. MIT Press (2017), pp.242-243.
- 62 *The Future We Want*, Resolution adopted by the General Assembly on 27 July 2012, UN Doc. A/RES/66/288.
- 63 「環境と開発に関するリオ宣言」(国連環境開発会議、地球サミット、1992年、リオ・デ・ジャネイロ)第4原則「持続可能な開発を達成するため、環境保護は、開発過程の不可分の部分とならなければならない、それから分離して考えられないものである」(環境省訳)。
- 64 ILA New Delhi Declaration of Principles of International Law Relating to Sustainable Development, 2 April 2002 (UN Doc. A/CONF.199/8, 9 August 2002). 同宣言の冒頭において、「sustainable development is now widely accepted as a global objective and that the concept has been amply recognized in various international and national legal instruments, including treaty law and jurisprudence at international and national level」と明記されている。
- 65 パリ条約の条文の中でも「持続可能な開発」という用語は、前文、第2条、第6条、第7条、第8条、第10条で用いられている。
- 66 ICJ 25 September 1997, *Gabčíkovo-Nagymaros Project (Hungary v. Slovakia)*, ICJ Report, 1997, p.78. 同判決では、「環境保護と経済発展を両立させる必要性」について言及されており、Weeramantry 判事は個別意見の中で、「持続可能な開発は単なる概念以上のものであり、規範的価値を有する原則である」、「持続可能な開発の原則は、不可避的な論理的必然性だけでなく、国際社会に広範かつ一般的に受け入れられる受容性があるという理由で、現代国際法の一部である」と言及しており、「持続可能な開発」を国際法上の原則として評価している。Separate Opinion of Vice President Weeramantry, ICJ Reports, 1997, pp.85-95. 同事件及び Weeramantry 判事の意見の分析に関しては、松井芳郎『国際環境法の基本原則』161-167頁(東信堂、2010年)参照。
- 67 Permanent Court of Arbitration 24 May 2005, *Arbitration Regarding the Iron Rhine Railway between the Kingdom of Belgium and the Kingdom of the Netherlands*, Award, at 65. 同事件(PCA判決)では、持続可能な開発を「環境保護と経済発展を両立させる義務」であり、一般国際法の原則と判断している。特に、リオ宣言第4原

則に言及して、環境保護を開発に統合し「環境法と開発に関する法は、代替的ではなく、相互に補完する統合的な概念」、すなわち「開発が環境に重大な損害を与える場合、そのような損害を防ぐ、又は少なくとも緩和する義務がある」と判断している。

- 68 ICJ 20 April 2010, *Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay)*, ICJ Report, 2010, p.75. 同事件（判決）では、「経済発展と環境保護とのバランス」が持続可能な開発の本質であるとし、具体的に、ICJ が「持続可能な開発の目的と一貫して、水の利用と河川の保護とのバランスをとる必要性」があるとしている。ICJ は同事件において持続可能な開発を一般原則と明示することはなかったが、Cañado Trindade 判事は個別意見の中で「持続可能な開発は国際環境法の一般原則となる」と強調している。Separate Opinion of Judge Cañado Trindade, ICJ Report, 2010, p.177.
- 69 United Nation, *supra* note 57, p.26.
- 70 *Id.*, pp.26-62.
- 71 *Id.*, p.52.
- 72 Laura Mai and Emille Boulot, *supra* note 33, pp.6-9.
- 73 レイチェル・カーソン著（青木築一訳）『沈黙の春』324 頁（新潮社、2004 年）。
- 74 Louis J. Kotzé, Rakhyun E. Kim, Catherine Blanchard, Joshua C. Gellers, Cameron Holley, Marie Petersmann, Harro van Asselt, Frank Biermann, Margot Hurlbert, *Earth system law: Exploring new frontiers in legal science*, Earth System Governance, vol.11 (2022) pp.5-8.

執筆者紹介（掲載順）

青野 健作（本学 国際ビジネス学科 准教授）

石川 智仁（本学 国際ビジネス学科 准教授）

国分 さやか（本学 国際ビジネス学科 講師）

石川 由紀子（本学 国際ビジネス学科 准教授）

創価女子短期大学紀要委員会

委員長 石川 智仁

委員 石川 由紀子

青野 健作

創価女子短期大学紀要

第54号

2023年2月27日 発行

編集・発行人 創価女子短期大学紀要委員会
東京都八王子市丹木町1-236
(042) 691-2201 (代)
編集委員長 石川智仁

JOURNAL of SOKA Women's College

No.54 February 2023

Special Issue on SDGs

Foreword

SOKA Women's College × SDGs AONO Kensaku (1)

Articles

On the Use of Forest Space of Mt. Takao for the Purpose of Tourism and Leisure:
In Relation to SDGs ISHIKAWA Tomohito (5)

A Consideration of Social Contribution of Junior Colleges KOKUBU Sayaka (27)

SDGs and Language Teaching – A Report of Seminar Class
..... ISHIKAWA Yukiko (55)

Earth System Law for Sustainable Development Goals AONO Kensaku (67)

Published by
SOKA Women's College